

《令和 5 年度版》

宮崎市教育・保育施設利用ガイド

このガイドには、宮崎市内の保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育（小規模・事業所内）・企業主導型保育等の利用方法、利用中の手続きや必要書類などについて、重要なことを記載しています。

必ずお読みいただき、ご理解のうえ、お申し込みください。

目次

- 1. 宮崎市の教育・保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2-3
- 2. 宮崎市の保育事業・保育サービス・・・・・・・・・・・・P4
- 3. 認定区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5-6
- 4. 保育所・地域型保育・認定こども園（保育所機能）の利用方法・・・・・・P7-25
- 5. 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の利用方法・・・・・・P26-29
- 6. 預かり保育・認可外施設等の無償化のための手続き（新2号認定・新3号認定）・・P30-35
- 7. 認可外保育施設等の無償化について・・・・・・・・・・P36-37
- 8. 企業主導型保育事業の利用方法・・・・・・・・・・・・P38
- 9. 国立大学附属幼稚園の利用方法・・・・・・・・・・・・P39-41
- 10. 幼児教育・保育の無償化・・・・・・・・・・・・・・・・P42
- 11. 各施設の保育料（利用料）・・・・・・・・・・・・P43-47
- 12. 副食費免除（1号認定・2号認定のみ）・・・・・・・・P48-49
- 13. よくあるご質問（Q&A）・・・・・・・・・・・・P50-61

《本ガイドに関するお問い合わせ先》

宮崎市役所 保育幼稚園課 保育入所係（本庁舎1階）

受付時間 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く）

〔住所〕〒880-8505 宮崎市橘通西1-1-1

〔電話〕0985-21-1774



Miyazaki ©

1. 宮崎市の教育・保育施設

宮崎市内の教育施設や保育施設を利用する場合、以下のような施設があります。

家庭の状況等によって、利用できる施設が異なりますので、各施設の説明をご確認いただき、どの施設を利用するかご検討ください。

＜教育・保育施設の種類＞



就労などにより家庭で保育できない保護者に代わり保育する施設

利用時間

朝から夕方まで（保育短時間［8時間］または保育標準時間［11時間］）の保育を行う。
施設によっては、さらに延長保育を行う。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

P7へ



小学校以降の教育の基礎をつくる幼児期の教育を行う施設

利用時間

4時間程度の教育課程に基づく教育を行う。
施設によっては朝や夕方、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の預かり保育を行う。

利用できる保護者

制限なし

P26へ

幼稚園は、運営費給付等の違いによって以下の3つに分けられ、宮崎市内には〔幼稚園（施設給付型）〕と〔国立大学付属幼稚園〕があります。

幼稚園（施設型給付）

市から子ども・子育て支援新制度の確認を受け、運営費が給付される幼稚園

幼稚園（私学助成）

市から新制度の確認を受けておらず、運営費の給付を受けずに運営を行う幼稚園

国立大学附属幼稚園

国立大学が運営を行う幼稚園



保育所と幼稚園の機能と特徴を併せ持ち、保育と教育を一体的に行う施設

※保育要件がなくなっても、幼稚園機能での利用により継続利用が可能

利用時間

幼稚園機能（3～5歳）では幼稚園と同等。
保育所機能（0～5歳）では保育所と同等。

幼稚園機能

P26へ

利用できる保護者

幼稚園機能：制限なし
保育所機能：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

保育所機能

P7へ

宮崎市内には、以下の3つの種類の認定こども園があります。

幼保連携型認定こども園

学校及び児童福祉施設の法的位置づけを持つ認定こども園

幼稚園型認定こども園

幼稚園に保育を行う保育所のような機能を備えた認定こども園

保育所型認定こども園

保育所に教育を行う幼稚園のような機能を備えた認定こども園

少人数で 0～2 歳までの子どもの保育を行う施設



利用時間

朝から夕方まで（保育短時間〔8 時間〕や保育標準時間〔11 時間〕）の保育を行う。
施設によっては、さらに延長保育を行う。

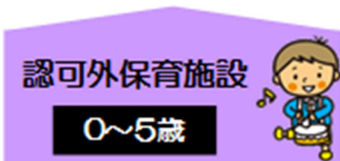
利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

➡ P7 〜

地域型保育には以下の 4 つの種類があり、宮崎市内には、〔小規模保育〕と〔事業所内保育〕を行う施設があります。

小規模保育	少人数（6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子ともと地域の子ともを一緒に保育する。
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5 人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。
居宅訪問型保育	障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行う。



個人や企業が運営し、認可保育施設よりも緩やかな基準のもとで保育を行う、認可を受けていない保育施設

利用時間

施設によって異なる。朝から夕方までの保育や夜間保育など。

利用料金

施設によって異なる。

利用できる保護者

制限なし

➡ P36 〜



企業が運営し、認可保育施設と同等または緩やかな基準のもとで保育を行う、認可を受けていない保育施設

国（内閣府）から運営費の助成を受け、運営を行う。

保育施設を運営する企業や連携企業の従業員の子ともや、地域の子ともを受け入れる。

利用時間

朝から夕方までの保育や、施設によっては、延長保育を行う。

利用料金

施設によって異なるが、標準的な利用料は以下のとおり

【標準的な利用料（参考：令和元年 10 月時点）】

0 歳児：37,100 円、1、2 歳児：37,000 円

3 歳児：26,600 円、4 歳以上児：23,100 円

利用できる保護者

（従業員枠）企業の従業員や連携企業の従業員

（地域枠）共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

➡ P38 〜

2. 宮崎市の保育事業・保育サービス

教育・保育施設以外にも、以下のような、その他保育事業や保育サービスがあります。

① 一時預かり事業

- ・就労準備や病気、冠婚葬祭などで一時的に家庭で保育ができない場合に、保育所や認定こども園、地域型保育（小規模保育）などにおいて、ひと月14日を限度に一時預かり（一時保育）を行います。
- ・施設の行事や預かり人数によっては、受け入れできないこともあります。詳しくは、一時預かりの実施施設へお尋ねください。
- ・一時預かりを実施する施設は、別紙《宮崎市内の認可保育施設一覧》をご覧ください。

② 休日保育

- ・保育所や認定こども園において、日曜日や祝日に保育を行います。詳しくは、休日保育の実施施設へお尋ねください。
- ・休日保育を実施する施設は、別紙《宮崎市内の認可保育施設一覧》をご覧ください。
- ・公立保育所の跡江保育所で実施している『休日一時預かり』については、宮崎市保育幼稚園課までお尋ねください。（1歳児以上対象）

③ 病児保育事業

- ・病気やその回復期にある子どもを家庭で保育ができないとき、病院や保育所などに付設された看護師や保育士がいる専用スペースで一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。
- ・病児保育についての詳細は、別紙《病児保育について》をご覧ください。

④ ファミリー・サポート・センター事業

- ・保護者が病気や仕事などで子どもの世話や家事ができなくなったり、リフレッシュなどの理由で子どもを一時的に預けたいときなどに、利用できるサービスです。
- ・保育所や幼稚園等への送迎や、援助会員の自宅での一時的な預かり等を利用できます。

3. 認定区分

(1) 認定の種類

認可教育・保育施設の利用を希望する場合や、認可外保育施設等を無償で利用する場合には、「利用できる保護者」であることを示すために、利用する施設や事業の種類に応じた認定を受ける必要があります。

認定の種類		年齢等	保育の必要性	利用できる施設等
教育・保育 給付認定	1号認定	満3歳以上	なし	・幼稚園（施設型給付） ・認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定		あり	・保育所 ・認定こども園（保育所機能）
	3号認定	満3歳未満	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所機能） ・地域型保育事業
施設等利用 給付認定	新1号認定	満3歳以上	なし	・国立大学附属幼稚園
	新2号認定	3歳児クラス以上（※）	あり	・国立大学附属幼稚園＋認可外等 ----- ・認可外保育施設 ・一時預かり （非在園児の保育所等利用） ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
	新3号認定	0歳から2歳児クラス （市町村民税非課税世帯のみ対象）		

※）3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

利用する施設や事業の種類によっては、2つの認定を組み合わせる必要があります。

認定の種類	年齢等	保育の必要性	利用できる施設等
1号認定 + 新2号認定	3歳児クラス以上	あり	幼稚園（施設型給付） または 認定こども園（幼稚園機能） + 預かり保育 〔 ※幼稚園等の預かり保育の提供が一定の水準に満たない場合は、認可外保育施設等 〕
1号認定 + 新3号認定	0歳から2歳児クラス （市町村民税非課税世帯のみ対象）		

(2) 新3号認定の市町村民税非課税の判断

新3号認定は、市町村民税非課税世帯のみが対象です。

新3号認定を申請された場合、お子さまの属する世帯の父母の市町村民税（4～8月までは前年度の市町村民税、9月以降は当該年度の市町村民税）の課税状況により、市町村民税非課税世帯かどうかの判断を行います。

※同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税課税状況も判断の対象となる場合があります。

前年度の市町村民税で計算					当該年度の市町村民税で計算							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度 4月～8月

(3) [2号認定] と [1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] の違い

共働き等で保育を必要とする家庭の場合、2号認定を受けて保育所等を利用する場合だけでなく、
[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] を受けて、幼稚園等の預かり保育等を利用することで、朝から夕方までの教育・保育を受けることができます。

≪ [2号認定] と [1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] の教育・保育時間イメージ ≫

認定の種類	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (時)
2号認定			保育認定(標準:11時間)											
			保育認定(短:8時間)											
1号認定+新2号認定 (+新3号認定)			預かり保育		教育標準時間 (4時間)						預かり保育			

※預かり保育の実施時間は、
施設によって異なります。

1号認定
(全員無償化)

新2号認定 (または新3号認定) で
無償化となる部分
(無償化上限額まで無償化)

≪ 預かり保育について ≫

幼稚園や認定こども園 (幼稚園機能) で実施する『預かり保育』とは、4時間程度の教育時間 (例: 10時から14時までの4時間) 前後の預かり保育のことで、施設によっては、朝と夕方に、保育所と同等の時間まで預かり保育を行っています。(上記イメージ図のとおり)

ただし、[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] の預かり保育の無償化となる金額には上限額があるなど、いくつか注意するポイントがあります。

以下のポイントにご注意いただき、施設利用をご検討ください。

ポイント ①	1号認定で利用できる施設の中には、朝夕の預かり保育を実施していない施設や、長期休暇 (夏休み・冬休み等) が設定され、その期間中の預かり保育を実施していない施設があります。 その場合は、同一の施設で朝から夕方までの教育・保育を受けることができません。(※)
ポイント ②	[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] で預かり保育を利用する場合の料金は、無償化上限額まで無償となりますが、預かり保育の利用料金は施設の設定によるため、利用時間が長い場合や長期休暇中の利用では、保護者の実費負担が発生する可能性があります。
ポイント ③	1号認定の預かり保育は施設の自主事業のため、保育教諭の不足等の理由から、急に預かり保育の提供ができなくなる可能性もあります。
ポイント ④	[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] で認定こども園に入園後、2号認定へ変更したい場合は、他の新規入所希望者と同じ利用調整を受けます。 ⇒確実に2号認定になれるわけではありません。

※) 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準の預かり保育を実施していない場合 (対象施設は市に要確認) は、認可外保育施設等の利用料が無償になる場合があります。

4. 保育所・地域型保育・認定こども園（保育所機能）の利用方法

保育が必要な家庭で、認可保育所・地域型保育（小規模保育や事業所内保育）・認定こども園（以下、「保育所等」という。）を利用する場合は、以下の 1）から 11）の内容を十分にご確認ください。

- | | | |
|-----|-------------------------------|--------|
| 1) | 利用できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P7 |
| 2) | 保育所等の保育時間・開園日等・・・・・・・・ | P7 |
| 3) | 〔保育を必要とする事由〕と有効期間・・・・・・・・ | P8 |
| 4) | 〔保育を必要とする事由〕に応じた保育必要量・・・・・・・・ | P9 |
| 5) | 利用申込みの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P10 |
| 6) | 申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ | P11 |
| 7) | 申請書類の書き方・注意事項・・・・・・・・ | P12-15 |
| 8) | 利用申込みの注意点・・・・・・・・・・・・・・・・ | P16-21 |
| 9) | 利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・ | P22 |
| 10) | 利用調整に関する基準・・・・・・・・ | P23 |
| 11) | 利用開始後の手続き・・・・・・・・ | P24-25 |

1) 利用できる方

保育所等は、次の①～③をすべて満たす家庭の場合のみ利用ができます。

① 利用可能年齢

- ・ 小学校就学前までのお子さまが利用できます。
- ※ 生後、間もないお子さまの保育可能時期については、各施設によって異なります。

② 住所要件

- ・ 利用開始月の1日時点で、お子さまが宮崎市に住んでいること。（原則、宮崎市に住民票があること）

③ 保育を必要とする事由

- ・ 保護者それぞれに次ページの〔保育を必要とする事由〕のいずれかの事由に該当することが必要です。

2) 保育所等の保育時間・開園日等

① 保育標準時間・保育短時間

- ・ 各施設毎に、保育標準時間や保育短時間の時間帯を設定していますので、ご確認ください。
- ・ 施設によっては、保育標準時間・保育短時間の前後に延長保育を実施しています。（別料金）

② 開園日・休園日

- 〔開園日〕 月曜日から土曜日までの保育提供となります。（※施設により、日曜日の休日保育実施あり）
- 〔休園日〕 日曜日、祝日、年末年始（※年末年始の休園日は、施設によって異なります。）

③ 利用開始日・退所日

- 〔利用開始日〕 各月1日（原則）
- 〔退 所 日〕 各月末日（原則）

3)【保育を必要とする事由】と有効期間

保育所等を利用するためには、保護者それぞれに以下の『保育を必要とする事由』のいずれかに該当する必要があります。

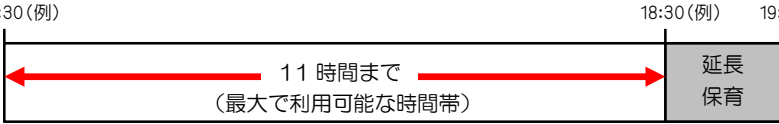
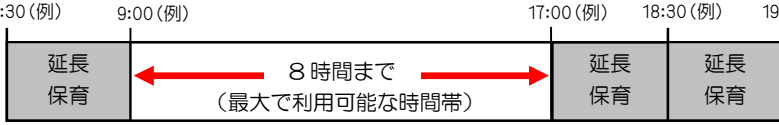
『保育を必要とする事由』に応じて、『有効期間』が異なりますので、十分にご確認ください。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況	有効期間
就労	月に合計 60 時間以上就労していること ※就労の時間帯、雇用形態（正職員・パートなど）は問わず。	最長で、お子さまの小学校就学前まで
就学	大学・短期大学・高等学校・専門学校等に就学していること ※職業訓練も含む。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	出産予定日の 6 週間前（多胎児妊娠の場合は、14 週間前）の日の属する月から、出産後 8 週間の日が属する月末までの期間内にあること	出産後 8 週が属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	疾病や負傷または精神や身体に障がい有しているため、子どもの保育ができない状況であることが、障がい者手帳や医師の診断書等で確認できること	手帳の有効期限、または診断書に記載されている終期まで
同居親族の介護・看護	同居している親族の介護または看護が常時必要なため、子どもの保育ができない状況であることが、医師の診断書で確認できること	診断書に記載されている終期まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動 開業準備	①就労する意志があり、求職活動に専念していること ②開業する意志があり、開業準備に専念していること	利用開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで
虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがあると市が判断する状況であること	その都度市が判断する
育児休業に係る継続利用	育児休業取得時に上の子どもが既に保育所等を利用しており、継続利用を希望している状況であること ※原則、下の子どもが 1 歳を迎える月の月末まで	育児休業終了日の属する月の末日まで

4) [保育を必要とする事由] に応じた保育必要量

〔2号認定〕や〔3号認定〕として保育所等を利用する場合、以下のような〔保育標準時間〕や〔保育短時間〕に区分され、保育を利用できる時間が異なります。

(1) 保育必要量と保育利用時間

保育必要量	保育利用時間
保育標準時間 保護者が次のいずれかに該当する場合 ① 月の就労（就学）が 120 時間以上 ② 疾病・障がい ③ 介護・看護 ④ 妊娠・出産	 7:30 (例) 18:30 (例) 19:30 11 時間まで (最大で利用可能な時間帯) 延長保育 ※11 時間の利用可能な時間帯を超えて利用する場合は、延長保育の利用となり別料金が発生する場合があります。
保育短時間 保護者が次のいずれかに該当する場合 ① 月の就労（就学）が 120 時間未満 ② 求職活動中・開業準備中 ③ 育児休業中 ④ 保育短時間を希望する場合	 7:30 (例) 9:00 (例) 17:00 (例) 18:30 (例) 19:30 延長保育 8 時間まで (最大で利用可能な時間帯) 延長保育 延長保育 ※各施設が設定する原則的な保育時間帯を超えて利用する場合は、延長保育の利用となり、別料金が発生する場合があります。

※就労・就学は、月の就労・就学時間が 120 時間未満であっても、利用施設の保育短時間の時間帯により、保育標準時間が認められる場合があります。

※実際の施設の利用可能時間は各施設によって異なります。別紙「[宮崎市内の認可保育施設一覧](#)」でご確認ください。

(2) 保育を必要とする事由に応じた、保育必要量（保育標準時間や保育短時間）の認定基準

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間	保育必要量の認定基準
就労（※）	○	○	保育標準時間：原則、月に 120 時間以上の就労 保育短時間：原則、月に 60 時間以上 120 時間未満の就労
就学（※）	○	○	保育標準時間：原則、月に 120 時間以上の就学 保育短時間：原則、月に 120 時間未満の就学
妊娠・出産	○	○	保護者の希望による（標準時間/短時間のいずれかを選択）
保護者の疾病・障がい	○	○	保護者の希望による（標準時間/短時間のいずれかを選択）
同居親族の介護・看護	○	○	保護者の希望による（標準時間/短時間のいずれかを選択）
災害復旧	○	○	保護者の希望による（標準時間/短時間のいずれかを選択）
求職活動 開業準備		○	
虐待やDVのおそれ	○	○	保護者の希望による（標準時間/短時間のいずれかを選択）
育児休業に係る継続利用		○	

※就労・就学は、施設が設定する保育短時間の時間帯によって、保育標準時間が認められる場合があります。

※保護者のうちどちらかが短時間の基準に該当する場合は、短時間の認定となります。

5) 利用申込みの流れ

1 園の見学・利用条件の確認

- ・利用を希望する施設をお子さまと一緒に見学し、利用条件等を確認します。
※見学する場合は、事前に施設に連絡のうえ、日程を決めます。
- ・保育料以外の費用（入園料や毎月の負担金など）についても、確認してください。
※利用開始月の1日時点で、お子さまが宮崎市に住民票があることが必要です。

2 園の空き状況の把握

- ・市HPの施設空き状況を確認し、希望施設を決定します。

利用したい月の前々月25日頃に
市HPに施設空き状況を公開します。
※4月入所はP16参照

3 認定申請・利用の申込み →P16～

- ・必要書類を揃え、市窓口で直接申請します。

《利用申込みの締切日》
利用希望月の前月10日まで
（土日祝の場合は、その前日の開庁日まで）
※4月入所はP16参照

4 利用調整 →P22～

- ・申請者の希望や施設状況により宮崎市が利用調整を行います。

※ 翌月も申込希望⇒再度利用調整へ

保留（利用が決まらなかった方）

- ・利用調整の結果、ご希望の施設利用が決まらなかった場合は、申込みがあった最初の月のみ※、市から保護者に電話連絡があります。
 - ・施設の空き状況によっては、他の施設をご案内します。
 - ・利用調整の結果、希望の施設利用が決まらなかった場合は、市から郵送で「保留通知」が届きます。
 - ・利用保留となった場合、以下の3つから選択します。
 - ① 翌月申込以降も希望施設を変えずに待つ
 - ② 希望施設を変更する（市窓口での手続き）
 - ③ 申請を取り下げる（市窓口での手続き）
- ※4月入所の利用調整については、第1回、第2回は文書で通知、第3回のみ電話連絡。詳しくはP16参照

利用内定

- ・施設から保護者に電話にて内定の連絡があります。

《内定連絡》
利用希望月の
前月中旬頃

5 施設との利用契約

- ・施設から利用に関する説明を受け、利用契約（保育所は不要）を結びます。

6 『支給認定証』の交付

- ・2号認定もしくは3号認定の『支給認定証』及び『保育所入所承諾書』（保育所のみ）が届きます。

7 施設の利用開始

8 保育料決定通知・お知らせ

- ・利用開始月10日頃に、市から郵送にて、『保育料決定通知書』もしくは『保育料無償のお知らせ』が届きます。

5' 『支給認定証』の交付

- ・2号認定もしくは3号認定の『支給認定証』が届きます。

※ 『支給認定決定通知書（みなし認定）』の交付

- ・「施設等利用給付認定」を受けているものとみなされた場合に交付されます。

【当該年度4.1時点で以下の児童が対象】

- ・3～5歳児クラスの子ども
- ・0～2歳児クラスで市町村住民税非課税世帯である子ども

利用手続きの詳細はこちら！

宮崎市HP：【詳細情報】保育施設等の利用
手続き





6) 申込みに必要な書類

保育所等の利用申込みに必要な書類は、保護者毎の保育を必要とする事由や家庭の状況に応じて違いますので、記入漏れや不備がないように、十分にご確認のうえご提出ください。

必要な書類			HP掲載	注意点	備考
すべての方が必要な書類	1	子どものための教育・保育給付認定申請書（2号・3号）兼保育施設等利用申込書（3枚1組）	◎	児童1人につき1枚必要	・太線枠内のみご記入ください ・マイナンバーの記載にご注意ください
	2	児童の健康保険証の写し			・申請書の表面に貼付けてください
	3	保育の必要性を証明する書類		1家族につき1セット必要	※7～18を参照
	4	保育料及び副食費の決定のために必要な書類			※19～24を参照
	5	個人番号（通知）カード		申請書に番号記入	※欄外下部を参照
	6	身分証明書（運転免許証等）			窓口にて原本提示を求める場合あり（コピーも可）
保育の必要性を証明する書類	就労	7 就労・就労予定証明書	◎	保護者毎にそれぞれ必要 60歳未満の同居の祖父母がいる場合、祖父母による保育が可能と判断された場合は、利用調整の中で減点があります。 祖父母が保育ができない理由（求職活動は不可）を示す書類を提出されれば減点はありません。	・職場記載のもの
		8 就労のタイムスケジュール	◎		・就労場所がご自宅の場合
		9 その他就労内容が確認できるもの			・自営業等の場合、提出をお願いします
	就学 職業訓練	10 在学証明書			・学校作成のもの
		11 カリキュラム（時間割）			・月の就学時間等が確認できるもの
	求職活動 開業準備	12 誓約書（求職活動・開業準備）	◎		
	妊娠・出産	13 親子健康手帳の写し			（産前）表紙＋予定日記載のページ （産後）表紙＋出生届出済証明のページ
	疾病・障がい 介護・看護等	14 診断書（病気・看護など）			・診断書（病状と療養期間、保育が困難であることが分かるもの） ・申立書（保育困難である理由が具体的に書かれていること） ・障がい者手帳の写し（有効期間内のものに限り。） ※原則、「診断書＋申立書」をご準備ください。疾病・障がい要件で認定希望の場合、「障がい者手帳の写し＋申立書」も可。
		15 申立書	◎		
		16 障がい者手帳の写し			
	災害復旧	17 状況が分かる書類			
	その他	18 状況が分かる書類			
保育料 ため及び 必要食費 の決定	ひとり親世帯	19 児童扶養手当証書の写し		該当する場合のみ提出	・いずれかを提出してください
		20 戸籍謄本			
		21 ひとり親家庭等医療費受給証			
	同居の家族に障がい者がいる世帯	22 障がい者手帳の写し			・療育手帳・特別児童扶養手当受給証なども可
	生活保護世帯	23 生活保護受給証の写し			
その他	きょうだいのいる世帯	24 きょうだいの在園証明書			・上のきょうだいが幼稚園（私学助成・国立大学附属）、企業主導型、児童発達支援センター等を利用している場合
		25 口座振替依頼書		振替希望金融機関に直接提出	・保育所決定の場合のみ。認定ことも園は除く。 ・0～2歳児クラスの希望者のみ

※[HP掲載]欄に[◎]がある書類は、宮崎市のホームページに様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただくことも可能です。

※入所決定後の保育料の計算のため、市町村民税の情報が必要です。マイナンバーにより税情報の照会を行う場合がありますので、申請書にマイナンバーの記載をお願いします。記載がない場合や税情報の確認ができなかった場合、保育料が最高額で仮決定となる場合があります。後日、所得課税証明書のご提出をお願いします。

7) 申請書類の書き方・注意事項

子どものための教育・保育給付認定申請書（2号・3号）兼 保育施設等利用申込書

記入例 【1枚目】		現住所		優先 順位	電話番号	連絡先区分	
宮	住所	父	市町村名	母	市町村名	1	☐ 携帯(父) ☐ 勤務先(父) ☐ 携帯(母) ☐ 勤務先(母) ☐ その他()
		父	市町村名	母	市町村名	2	☐ 携帯(父) ☐ 勤務先(父) ☐ 携帯(母) ☐ 勤務先(母) ☐ その他()
		父	市町村名	母	市町村名	3	☐ 携帯(父) ☐ 勤務先(父) ☐ 携帯(母) ☐ 勤務先(母) ☐ その他()
		父	市町村名	母	市町村名	4	☐ 携帯(父) ☐ 勤務先(父) ☐ 携帯(母) ☐ 勤務先(母) ☐ その他()
保護者署名欄 (保護者またはその配偶者等)		以下の同意事項に同意します。 本書の記載内容は事実と相違ありません。		署名			
同意事項をお読みになり、署名をお願いいたします。 なお、署名がない場合(同意事項に同意いただけない場合)はお受け付けできません。		選考結果のご連絡等に使用します。 施設からの緊急連絡先ではございません。					
※太線の枠内で該当する箇所は全て記入してください		住民票上の世帯が別であっても、同居されている方は全員記入してください。 ※祖父母、同居人、従兄弟、叔父叔母など		入所希望年度4月1日時点の年齢を記載してください。 空き状況はこちらの年齢で確認してください。			
区分	父が保育を必要とする	母が保育を必要とする	父が保育を必要とする	母が保育を必要とする	年齢(入所希望年度4.1時点)	性別	
対象児童	父が保育を必要とする	母が保育を必要とする	父が保育を必要とする	母が保育を必要とする	満 歳	☐ 男 ☐ 女	
区分	父	母	父	母	勤務先・学校名等	同居・別居の区分 別居の場合は住所を記入	
児童の全世帯員(同居の祖父母等を含む。)	父	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日			住所	
	母	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日			住所	
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日			住所	
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日			住所	
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日			住所	
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日			住所	
健康状態については、施設見学の際にも必ず施設へご相談下さい。							
児童の健康状況	病歴・持病の有無	アレルギーの有無	その他、健康状態や発達について、園にお伝えしたいことがあればご記入ください。				
	病名・症状	アレルギーの項目	☐ 発達のこと ☐ 運動能力のこと ☐ 集団生活適応のこと ☐ その他				
障がいのある児童の有無	障がい手帳の有無	健康診査の受診履歴	その他				
障がい手帳の有無	障がい手帳の有無	健康診査の受診履歴	☐ 1歳6カ月児 ☐ 3歳6カ月児				
認定区分	決定施設	子どもの健康状態は、施設に情報共有しますが、見学の際にも必ず施設にご相談ください。					
		算定確認用 ☐ ぎやうたい ☐ 1号→2号(前席) ☐ 新2号(取消)					

2枚目

申請書(2号・3号)兼 保育施設等利用申込書

2/3

企業主導型保育施設の利用をご希望の場合のみご記入ください。

令和 年 月 日から
小学校就学前まで

企業主導型保育施設の利用希望

(企業主導型保育施設名)

第1希望のみ、第2希望まで、等でも大丈夫です。記入すると決定する可能性がありますので、通えない施設は記入しないでください。

認可保育施設の利用をご希望の場合、毎月1日からの利用になります。

企業主導型施設の利用をご希望の場合は、①利用開始日、②要件開始日、③提出日の最も遅い日からの認定となります。

利用希望施設名	第1希望	見学	☐ 見学済(年 月) ☐ 1号利用中 ☐ 一時預かり利用中 ☐ 見学予定あり(月 日) ☐ 予定なし	在 在 在
	第2希望	見学	☐ 見学済(年 月) ☐ 1号利用中 ☐ 一時預かり利用中 ☐ 見学予定あり(月 日) ☐ 予定なし	
	第3希望	見学	☐ 見学済(年 月) ☐ 1号利用中 ☐ 一時預かり利用中 ☐ 見学予定あり(月 日) ☐ 予定なし	

未見学でも申込は可能ですが、入所決定までに必ず見学をお願いします。

きょうだい同時申請の場合
(いずれか1つにチェック)

☐ 同月、同施設を希望。
☐ 同月入所であれば、別施設でも良い。→下のチェック欄へ進む
☐ 別月の入所でも良いが、同施設希望。
(次月以降、ほかのきょうだいは、すでに決定した児童と同施設をみの選考となります。)
☐ 別月の入所、別施設でも良い。

☐ ①きょうだい別園でも、希望順位を優先する。
☐ ②希望順位が低くても、同園であることを優先する。

例:右図の調整の場合
①を選ぶと...
児童1はA園、児童2はB園に決定。
②を選ぶと...
児童1・2共にC園に決定。

	児童1	児童2
第1希望	A園 ☐	A園 ☒
第2希望	B園 ☒	B園 ☐
第3希望	C園 ☐	C園 ☐

第1希望～第3希望の施設に決定しなかった場合

保育料の算定や、利用調整に関係する可能性がある事項です。記入をお願いいたします。

【注意事項】
・希望するページで記入してください。
・空きのない入所決定は、利用調整(希望順位)する場合が、第2希望以降は、第2希望以降の選考で決定します。

きょうだいで申込をする場合、必ずご記入ください。記入がない場合、希望に添った選考が行えない場合があります。

家庭状況の申告

☐ ひとり親世帯
☒ 障がい者がいる世帯
☐ 生活保護世帯

事由 ☐ 離婚 ☐ 死亡 ☐ その他

事由の発生日 年 月 日

障がいがある方の氏名

申請児童との続柄

年齢 (利用希望月1日時点)	歳	電話番号	祖父の状況	☐ 就労 ☐ 病気 ☐ 無職 ☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他	同居の60歳未満の祖父母がいる場合で、祖父母による保育が可能と判断された場合は、利用調整の中で減点があります。
年齢 (利用希望月1日時点)	歳	電話番号	祖母の状況	☐ 就労 ☐ 病気 ☐ 無職 ☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他	
年齢 (利用希望月1日時点)	歳	電話番号	祖父の状況	☐ 就労 ☐ 病気 ☐ 無職 ☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他	祖父母が保育をできない理由(求職活動は不可)を示す書類を提出されれば、減点はありません。
年齢 (利用希望月1日時点)	歳	電話番号	祖母の状況	☐ 就労 ☐ 病気 ☐ 無職 ☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他	

対象児童の健康保険証の写し添付欄

※保険証裏面に特記事項がない限り、表面だけで構いません。
※乳幼児医療証の貼り付けは必要ありません。
※保険証をコピーする際は、「保険者番号」「被保険者等記号」「被保険者等番号」を目隠ししてコピーするか、コピー後に黒マジックで塗りつぶすなどして見えないように提出してください。

本人
父
母
祖父
(同居の場合のみ)
祖母
(同居の場合のみ)

令和 年 月 日
所得

保育料算定のために、マイナンバーによる税情報の照会を行う場合がありますので、ご記入をお願いいたします。
記入がない場合や税情報の取得ができない場合は、保育料が最高額で仮決定となる場合があります。

※入所決定後の保育料の計算のため、市町村民税の情報が必要です。マイの照会を行う場合がありますので、マイナンバーの記載をお願いします。
※マイナンバーの記載がない場合や税情報の確認ができなかった場合、保育料が最高額で仮決定になる場合があります。後日、所得課税証明書のご提出をお願いします。
※同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税所得割額を利用者負担額の計算に含む場合があります。

13

保育給付認定申請書 受理証 (保護者控え)

以下とおり、施設等利用給付認定の申請を受理いたしました。

※2枚目の内容を確認しながら、本枠内を記入してください(本人記入)。

1.児童氏名						受付印	
2.児童生年月日	平成	令和	年	月	日		
3.利用開始希望日	令和 年 月 1日 から						
4.希望施設名称	第1希望		見学	未・済	保育時間	標準・短	
	第2希望		見学	未・済	保育時間	標準・短	
	第3希望		見学	未・済	保育時間	標準・短	
5.きょうだい同時申請の場合 (いずれか1つにチェック)	A ☐ 同月、同施設を希望。 B ☐ 同月入所であれば、別施設でも良い。→下のチェック欄へ進む C ☐ 別月の入所でも良いが、同施設希望。 (次月以降、ほかのきょうだいは、すでに決定した児童と同施設のみを選択となります。) D ☐ 別月の入所、別施設でも良い。						
	Bを選択した場合 ※チェックがない場合は、同園であることを優先します。	☐ ①きょうだい別園でも、希望順位を優先する。 ☐ ②希望順位が低くても、同園であることを優先する。					例:右図の調整の場合 ①を選ぶと… 児童1はA園、児童2はB園に決定。 ②を選ぶと… 児童1・2共にC園に決定。

	児童1	児童2
第1希望	A園 ○	A園 ×
第2希望	B園 ×	B園 ○
第3希望	C園 ○	C園 ○

【注意事項】

☐ 以下の同意事項に同意の上

【同意事項】

1. 子どものための教育・保育給付認定(携を含む)を利用します。
2. 申請書等に記載した内容や市が算出した利用者負担額(保育料)、副食料を支払います。
3. 第2希望以下の施設等に決定する場合があります。
4. 提出した書類の内容に変更がある場合があります。
5. 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、申請内容に事実との相違がある場合があります。
6. 申請内容に事実との相違がある場合があります。
7. 市が求める現況届の提出がなかった場合は、認定を取り消します。

2枚目に記入された内容を確認しながら、ご自身で控えの作成をお願いいたします。
 窓口で申請される場合には、内容確認後に受領印を押印してお返しします。
 郵送にて申請される場合には、3枚目は送付せず、ご自身で保管をされてください。ただし、受領印を押印した本紙の返送を希望される場合には、3枚目と返信用封筒を同封していただければ対応します。

☐ 利用希望月の前月15～20日に利用調整を行います。

決定した場合 → 決定施設から直接、お電話で連絡があります。
 決定しなかった場合 → 保育幼稚園課から連絡があります(4月入所以外は電話)。

☐ 申請は同年度中(3月入所選考まで)は有効です。

☐ 入所決定した場合、入所希望月の前月末までに「内定通知書」、入所月10日頃に「支給認定証」、「保育料決定通知書」を発送します。

☐ 入所決定しなかった場合、入所希望月の前月25日頃に「保育施設入所保留通知」を発送します。「保育施設入所保留通知」は、初回だけお送りします。次月以降も必要な場合、お手数ですが、該当月の15日までに保育幼稚園課へお問い合わせください。

☐ 希望する施設を変更される(希望する施設の追加や希望順の変更を含む)場合は、お手続きが必要です。ご希望の場合、「申込園変更願」をご記入のうえ、変更を希望する月の前月10日(土日・祝の場合は前開庁日)までに保育幼稚園課窓口提出、もしくは郵送してください(郵送の場合必着)。「申込園変更願」の様式は、宮崎市のホームページからダウンロードされるか、直接窓口にてお受け取りください。

☐ 申請を取り下げる場合、お手続きが必要です。ご希望の場合、「取下げ届」をご記入のうえ、取下げを希望する月の前月10日(土日・祝の場合は前開庁日)までに保育幼稚園課窓口提出、もしくは郵送してください(郵送の場合必着)。「取下げ届」の様式は、宮崎市のホームページからダウンロードされるか、直接窓口にてお受け取りください。

☐ 施設の決定(内定)の連絡があった後、決定を辞退される場合、翌月以降の申し込みも可能ですが、利用調整において減点されることになります。利用調整の減点は、決定を辞退した年度中は継続します。なお、内定施設への辞退の連絡はご自身でお願いいたします。

☐ 郵送で申請をされる場合、本用紙は郵送せず、控えとして保管してください。受領印押印後に返送を希望される場合は、本用紙に加え、返信用封筒を同封してください。返信用封筒の同封なく、本用紙を郵送された場合、返送はできませんのでご了承ください。

就労証明書

※証明日（記入日）を必ず記載してください。証明日から3か月間有効です。※未記入のものは無効です。



就労証明書

証明日 西暦 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

先

記載内容の訂正を行う場合は社印での訂正をお願いいたします(自営業の場合は自営業主の印でも可)。修正テープ等での修正は行わないでください。

※事業所のご担当者様にご記入ください。自営業以外で本人記入は無効です。
※内容について、確認のご連絡をする場合があります。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																						
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス業 ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他 ()																																																																						
2	フリガナ	※現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。※いずれにも該当しない場合は、「口その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。																																																																						
本人氏名																																																																								
本人住所																																																																								
4	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日)																																																																						
5	※労災関係や通勤手当で支給等の関係で事業者側で把握している通勤手段を記載してください。	※雇用期間が「有期」の場合で、更新を予定している場合は、備考欄に「更新有り」とご記入ください。 ※雇用期間について「口無期」の場合は雇用開始日のみを、「口有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。																																																																						
6	就労先住所等	通勤手段 ☐ 電車・バス ☐ 自宅 ☐ 徒歩・自転車のみ																																																																						
7	就労先電話番号	— —																																																																						
8	雇用の形態	※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。																																																																						
9	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>祝日</th> <th>合計時間</th> <th>月間</th> <th>時間</th> <th>分</th> <th>(うち休憩時間)</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">一月当たりの就労日数</td> <td>月間</td> <td>日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td colspan="7">※平日、土曜、日祝のうち就労がない場合は、空欄で結構です。</td> <td>～</td> <td colspan="5">※「合計時間」「一月(一週)当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td colspan="7"></td> <td>～</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>日祝</td> <td colspan="7"></td> <td>～</td> <td colspan="5">時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	時間	分	(うち休憩時間)	分	一月当たりの就労日数								月間	日					平日	※平日、土曜、日祝のうち就労がない場合は、空欄で結構です。							～	※「合計時間」「一月(一週)当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。					土曜								～						日祝								～	時 分 (うち休憩時間 分)				
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	時間	分	(うち休憩時間)	分																																																											
一月当たりの就労日数								月間	日																																																															
平日	※平日、土曜、日祝のうち就労がない場合は、空欄で結構です。							～	※「合計時間」「一月(一週)当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。																																																															
土曜								～																																																																
日祝								～	時 分 (うち休憩時間 分)																																																															
10	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計時間</th> <th>就労日数</th> <th>主な就労時間帯・シフト時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">※標準的な時間帯の記載が難しい場合は、備考欄に各時間帯及び各時間帯ごとの就労日数(1ヶ月あたり)をご記入ください。 ※「合計時間」「一月(一週)当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。 ※主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数が多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※利用される保育園の利用可能時間の判定のため、シフト表等の詳細な勤務時間についての追加資料を求める場合がありますのでご承知ください。</td> </tr> </tbody> </table>	合計時間	就労日数	主な就労時間帯・シフト時間帯	※標準的な時間帯の記載が難しい場合は、備考欄に各時間帯及び各時間帯ごとの就労日数(1ヶ月あたり)をご記入ください。 ※「合計時間」「一月(一週)当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。 ※主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数が多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※利用される保育園の利用可能時間の判定のため、シフト表等の詳細な勤務時間についての追加資料を求める場合がありますのでご承知ください。																																																																		
合計時間	就労日数	主な就労時間帯・シフト時間帯																																																																						
※標準的な時間帯の記載が難しい場合は、備考欄に各時間帯及び各時間帯ごとの就労日数(1ヶ月あたり)をご記入ください。 ※「合計時間」「一月(一週)当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。 ※主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数が多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※利用される保育園の利用可能時間の判定のため、シフト表等の詳細な勤務時間についての追加資料を求める場合がありますのでご承知ください。																																																																								
11	就労実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>年</th> <th>日/月</th> <th>取得予定</th> <th>取得中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">※日数に有給休暇を含み、時間帯に休憩・残業時間を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	年月	年	日/月	取得予定	取得中	※日数に有給休暇を含み、時間帯に休憩・残業時間を含む。																																																																
年月	年	日/月	取得予定	取得中																																																																				
※日数に有給休暇を含み、時間帯に休憩・残業時間を含む。																																																																								
12	※就労予定を含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">※就労予定を含む</td> </tr> </tbody> </table>	期間	年	※就労予定を含む																																																																			
期間	年																																																																							
※就労予定を含む																																																																								
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間																																																																						
14	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年																																																																						
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間																																																																						
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 ☐ 保育士資格 ☐ 幼稚園教諭																																																																						
17	備考欄	※日数の変更など、追加記載が必要な場合は、備考欄に記入してください。 ※育児のための短時間勤務制度の利用により就労規則上の通常の就労時間より短い勤務時間とする予定であるまたはしている場合について「口取得予定」か「口取得中」かにチェック(レ点記入)してください。 ※当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。																																																																						
保護	※認可保育施設等(児童発達支援センターや特別支援学校幼児部等の公的施設またはそれに準じる施設)で、看護師・准看護師として就労している場合は、備考欄に記載してください。																																																																							
児童	施設・事業所等の利用状況等	()																																																																						
児童	児童名	生年月日 年 月																																																																						
児童	施設・事業所等の利用状況等	() () ()																																																																						

8) 利用申込みの注意点

保育所等の利用を希望する方は、申込みに必要な書類（P11）をすべて揃えたうえで、各締切日までに宮崎市保育幼稚園課窓口まで申請してください。締切日を過ぎると、一切お受付できませんのでご注意ください。

※各総合支所（佐土原・田野・高岡・清武）地域市民福祉課窓口でも申請が可能です。

※マイナンバーカードをお持ちの場合、電子申請も可能です。（→P21）

（１）令和５年４月から利用希望する場合（年度当初）の締切日等

11月下旬から、保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課で利用申込書の配付を行いますので、以下の申込期間内に申込みを行ってください。

申込	申込期間	結果通知予定時期	施設空き情報公開時期
第1回	令和4年12月1日（木） ～ 令和4年12月23日（金）	令和5年1月下旬	保育所等の施設の空き情報は市ホームページに掲載します。 （初回）令和4年11月下旬 （以降）定期的に更新
第2回	令和5年2月1日（水） ～ 令和5年2月13日（月）	令和5年2月下旬	
第3回	令和5年3月1日（水） ～ 令和5年3月10日（金）	令和5年3月中旬	

※保育を必要とする事由が「求職活動」の世帯は、第2回申込みからの受付となります。

※結果の通知について、内定時は施設から直接連絡があります。保留の場合、第1回、第2回は文書での通知、第3回は電話連絡となります。

（２）令和５年５月以降に利用希望する場合（年度途中）の締切日等

年度途中での利用開始を希望する場合、以下の各申込締切日までに申込みを行ってください。

利用開始月	施設空き情報公開予定時期	申込締切日	結果通知予定時期
令和5年 5月	令和5年 3月27日頃	令和5年4月10日（月）	申込締切月の中旬頃
令和5年 6月	令和5年 4月25日頃	令和5年5月10日（水）	
令和5年 7月	令和5年 5月25日頃	令和5年6月9日（金）	
令和5年 8月	令和5年 6月26日頃	令和5年7月10日（月）	
令和5年 9月	令和5年 7月25日頃	令和5年8月10日（木）	
令和5年10月	令和5年 8月25日頃	令和5年9月8日（金）	
令和5年11月	令和5年 9月25日頃	令和5年10月10日（火）	
令和5年12月	令和5年10月25日頃	令和5年11月10日（金）	
令和6年 1月	令和5年11月27日頃	令和5年12月8日（金）	
令和6年 2月	令和5年12月25日頃	令和6年1月10日（水）	
令和6年 3月	令和6年 1月25日頃	令和6年2月9日（金）	

＜令和5年1月から3月に利用希望する場合＞

利用開始月	施設空き情報公開予定時期	申込締切日	結果通知予定時期
令和5年 1月	令和4年11月25日頃	令和4年12月9日（金）	令和4年12月中旬
令和5年 2月	令和4年12月26日頃	令和5年1月10日（火）	令和5年 1月中旬
令和5年 3月	令和4年 1月25日頃	令和5年2月10日（金）	令和5年 2月中旬

（３）施設見学で確認していただきたいこと

- ・特別な配慮が必要なお子さまや障がい、食物アレルギーのあるお子さまについては、見学の際に施設にご相談ください。
- ・保育料の他に必要となる費用（入園料や施設整備費、給食費など）についてもご確認ください。

（４）利用希望施設の記入について

- ・希望する施設の空き状況については、事前に市のホームページでご確認ください。
- ・保育所等の希望する施設については、**第１希望**から**第３希望**まで記入できます。
- ・利用調整（選考）により、**第２希望**や**第３希望**の保育施設に利用決定となることがあります。
- ・施設を見学し、ご家族で十分にご検討のうえ、ご記入ください。
- ・第１希望の保育施設以外希望がない場合は、**第２希望**・**第３希望**は記入しないでください。
- ・利用が内定したにもかかわらず、「**第１希望**の保育施設ではないから」といった理由で**第２希望**、**第３希望**の保育施設の利用を辞退されますと、次回以降の選考で減点されるため、不利になる場合があります。
- ・空きのない施設を記入して申し込むこともできますが、希望月の入所決定は難しいことをご理解ください。

（５）申込み方法

- ・保育所等の利用申込み及び認定申請は、宮崎市保育幼稚園課窓口への申請が必要です。
 - ・各総合支所（佐土原・田野・高岡・清武）地域市民福祉課窓口でも申請を受け付けています。
 - ・郵送やＦＡＸでの申込みは、原則受け付けできません。
 - ・必ず申込締切日に間に合うように、すべての書類を提出してください。
 - ・４月（年度当初）の利用希望分は、その他の月と締め切りが異なりますのでご注意ください。
 - ・申込書を市窓口で提出される方は、原則保護者（父母）となりますが、祖父母等の代理の方が提出される場合は、提出者の身分証明書を提示いただき、確認のうえ受け付けます。
 - ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル（※）の「ぴったりサービス」を使って、保育所等の利用申込み及び認定申請を行うことができます（Ｐ２１）。
- ※）政府が運営しているマイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。

（６）申込みの有効期間

- ・利用調整の結果、保留となった場合、申込みを行った年度内は、申込み内容に変更がない場合に限り手続き不要です。※自動的に翌月の利用調整の対象となります。
- ・次年度４月以降も継続して申込みを希望する場合は、あらためて申込みが必要になります。

（例）令和５年４月利用希望の申込みを行い、保留となった方は、令和６年３月利用希望分までは手続きが不要です。ただし、令和６年４月からの利用希望分は次年度用の申込みが必要となります。

(7) きょうだいで申し込む方へ

- ・きょうだいで同時に申請される場合は、必ず申込書の「きょうだい同時申請の場合」欄をご記入ください。
- ※ 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）、認可外保育施設、企業主導型、同伴就労や祖父母による保育等と併せて、慎重にご検討ください。

希望月・施設について	内容（希望した場合の注意点）
同月、同施設を希望。	・きょうだいで同時に同施設同月の利用決定ができる場合のみ決定とします。 上の子だけ、下の子だけであれば決定できる場合でも決定しません。
同月入所であれば、別施設でも良い。	・きょうだいで別々の園に決定する場合があります。 ・毎日、それぞれの園に送迎する必要があり、園の行事の日程も園によって異なることが予想されます。
別月の入所でも良いが、同施設希望。	・上の子だけ、下の子だけ決定する場合があります。 ・決定した児童が利用開始するために「保育を必要とする事由」が必要です。 決定しなかった児童がいることを理由に就労しない等は認められません。
別月の入所、別施設でも良い。	・上の子だけ、下の子だけ決定する場合があります。 ・決定した児童が利用開始するため、「保育を必要とする事由」が必要です。 決定しなかった児童がいることを理由に就労しないなどは認められません。 ・きょうだいで別々の園に決定する場合があります。 ・毎日、それぞれの園に送迎する必要があり、園の行事の日程も園によって異なることが予想されます。

(8) 求職活動で申込みされる方へ

- ① 求職活動で保育所等を利用できるのは、利用開始から90日の属する月の月末までとなります。
- ② 求職活動とは、自宅等においてパソコン等で求人情報を検索するだけでなく、ハローワークでの相談や企業の面接など、自宅外での活動を週に2回以上行うこととします。必ず、ハローワーク受付票の交付を受けてください。
- ③ 活動内容の確認のため、[求職活動状況報告書]を毎月20日頃から25日までに、市窓口に提出していただきます。
※初回はハローワーク受付票を確認しますので、窓口で提示していただきます。
- ④ 求職活動中は保育短時間でのご利用となります。決定したお仕事の時間によっては標準時間に変更できませんが、原則として、時間の変更は就労・就労予定証明書提出の翌月からになります。
- ⑤ 認定期間内（90日の属する月の月末まで）に就労等が決定しなかった場合は、退所となります。
- ⑥ 決定するお仕事の条件：賃金が発生する労働であり、就労時間が月合計60時間以上であること。
※自宅の手伝い等は認められません。
- ⑦ きょうだいで申込みをし、先にひとりだけ入所が決定した場合、もうひとりが未決定であっても、求職活動が認められる期間は、利用開始日から90日を経過する日が属する月の月末までです。

(9) 育児休業復帰で申し込む方へ

- ・育児休業中の方は、原則、保育所等利用の新規申込み及び転園の申込みはできません。そのため、育児休業中に保育所等の申込みを行う場合は、利用開始月中に育児休業から復職する必要があります。
- ・復帰時期と子どもの誕生月により、復帰後の就労が必要な時間が異なります。

育休復帰時期	就労時間等の条件
子どもの1歳の誕生月	・利用開始月中に復職する (例) 5月誕生の子どもの育休復帰が5月の場合、5月1日～月末までの復帰のみでよい。
子どもの誕生月以外 (前倒し復帰・育休延長)	・利用開始月中に復職し、その月の合計就労時間が60時間以上 (例) 5月誕生の子どもの育休復帰が6月の場合、6月1日～月末までに復帰し、かつ、6月の合計就労時間が60時間以上必要となる。

- ・保育所等における保育の実施が行われないことを理由に、育児休業給付金の延長手続きを行う場合は、制度に準じた時期に保育施設等の利用申込みが必要になります。あらかじめ、雇用主やハローワークにご確認ください。

（１０）広域利用の方（里帰り出産など）へ

※お住まいの市町村以外の施設を利用するためには、お住まいの市町村の施設を利用できない理由が必要です。
（「空きがない」ことは利用できない理由に該当しません。）

① 宮崎市内にお住まいの方が他市町村の保育所等利用を希望する場合

- ・宮崎市に利用申込みをしていただくことになりますが、利用調整は、保育所等のある市町村がそれぞれの基準に基づき実施します。
- ・保育所等のある市町村の申し込み締切をご確認のうえ、事前に宮崎市にご相談ください。

※宮崎市を經由して各市町村に申し込み書類を提出します。そのため、宮崎市への申込書類の提出締切りは、利用を希望する市町村の申込締切りの２週間前となります。

例）５月から広域利用したい。

利用希望する市町村の申込締切り：４月８日 → 宮崎市への提出締切り：３月２５日（２週間前）

- ・利用内定した場合、宮崎市内の保育所等に在園されている方は、在園施設へ退所届をご提出ください。

② 他市町村にお住まいの方が宮崎市内の保育所等利用を希望する場合

- ・お住まいの市町村で利用申込みをしていただき、宮崎市が利用調整を実施します。
- ・詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。
- ・宮崎市の申込み締切（利用希望月の前月１０日まで）に、現在お住まいの市町村を經由して宮崎市に申込み書類の提出が必要となりますので、申込み時期にご注意ください。

（１１）疾病等の診断書を提出される方へ

- ・診断書には、病名等だけでなく、「保育ができない状況であること」や「常時介護が必要であること（介護看護の場合）」及びその期間を記載していただくようお願いします。
- ・利用開始後は、定期的な疾病等の状況確認のため、６ヶ月毎に新しい診断書の提出をお願いする場合があります。

（１２）利用希望施設を変更される方へ

- ・希望する施設を変更される場合（希望する施設の追加や希望順の変更も含む）は、市窓口にて変更手続きが必要です。窓口にて、『申込園変更申込書』をご記入いただきますので、ご来庁ください。
※電話での受け付けはできません。
- ・希望を変更される施設の空き状況については、事前に市のホームページでご確認ください。
- ・変更申込みの締切日や変更後の利用調整方法は、申込み手続き（利用申込みの流れ [P10、P16]）と同様です。

（１３）申込みを取り下げる方へ

- ・申込みを取り下げる場合は、市窓口にて取下げの手続きが必要です。窓口にて、『取下げ届』をご記入いただきますので、ご来庁ください。
※電話での受け付けはできません。

（１４）決定（内定）を辞退される方へ

- ・施設の決定（内定）の連絡があった後、決定を辞退される場合、翌月以降の申し込みも可能ですが、利用調整において減点されることになります。
- ・利用調整の減点は、決定を辞退した年度中の申し込みにおいて継続します。

(15) 2歳児で卒園となる認可保育施設に通われる方へ

- ・2歳児クラスまでの子どもを受け入れる保育所や地域型保育（小規模保育や事業所内保育）を利用できるのは、3歳の誕生日を迎えた年度の3月末まで（2歳児クラスまで）となります。
- ・3歳児クラス以降も保育施設の利用を希望される場合には、他園への『転園手続き』を行う必要があります。（申請の流れはP10、P16参照）
- ・卒園に伴う転園（4月）の利用調整の場合、卒園児とそのきょうだいに限り、育児休暇・休業期間中でも転園のお手続きが可能です。
- ・卒園に伴う転園（4月）の利用調整の場合、「調整点数」が10点加点されます。
- ・転園申請をしない場合、または、利用調整の結果どの施設にも内定しない場合、4月以降は2号認定（保育所）として施設を利用できません。1号認定（幼稚園）としての施設利用や、認可外施設のご利用をご検討ください。

※認可外保育施設をご利用中の場合、「転園」ではなく「新規申請」になりますので、上記には該当しません。（詳細はP35）

(16) 2号認定申請と1号認定申請を併願される方へ

- ・2号認定申請を行いながら、1号認定（幼稚園利用）の申請を希望する場合（幼稚園の利用をしながら、希望の保育施設の空きを待つ、等）は、市への2号認定申請と利用申込に加え、施設への1号認定申請を行ってください。

1号認定申請について



P26へ

- ・幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）で実施する預かり保育を利用し、その無償化を希望される場合は、新2号・新3号認定申請を行ってください。

【2号認定】と【1号認定+新2号認定（または新3号認定）】の違いについて



P6へ

新2号・新3号認定申請について



P30へ

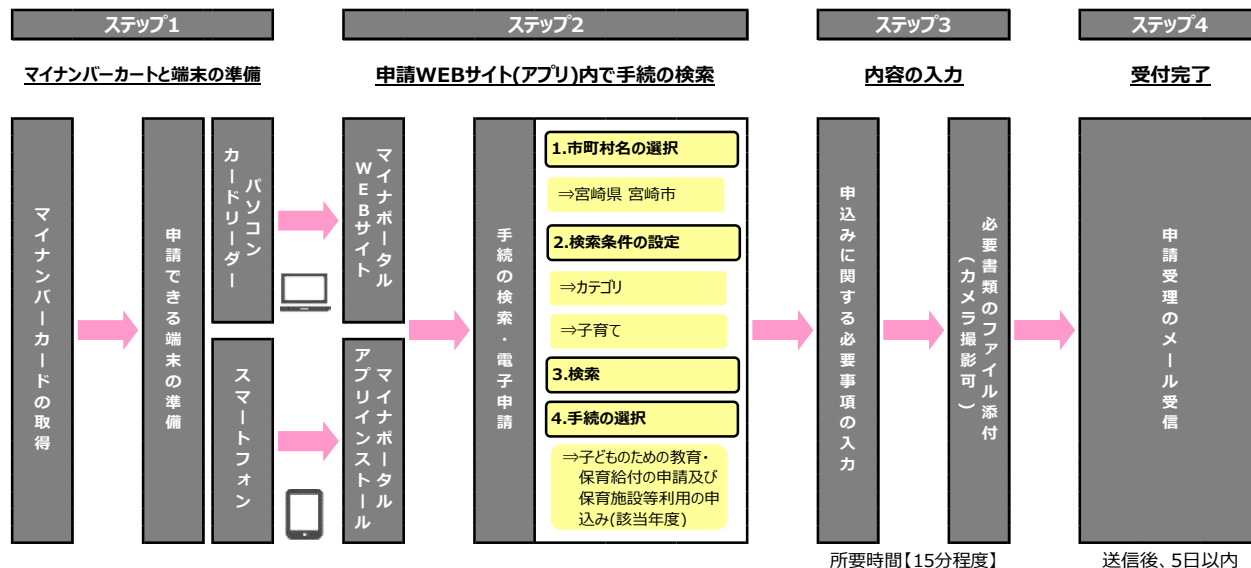
利用手続きの詳細はこちら！

宮崎市 HP:【詳細情報】保育施設等の利用手続き



★「ぴったりサービス」を使った電子申請について★

本市では、マイナポータル「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」を利用して、保育施設の利用申込みを電子申請で行うことができます。



①「ぴったりサービス」で申請できる手続

- ・子どものための教育・保育給付認定申請（2・3号）兼保育施設等利用申込

②電子申請を行うために必要なもの

- マイナンバーカード
- 以下の端末のうち、いずれかが必要です。
 - ・スマートフォン（「マイナポータルAP」のインストールが必要）
 - ・パソコンとICカードリーダー

③電子申請の手順

ステップ1

- ・申請する代表保護者のマイナンバーカードと申請するための端末を準備します。

※パソコンだとマイナンバーカードを読み取るためのICカードリーダーが必要となりますが、お使いのスマートフォンで専用のアプリ「マイナポータルAP」をインストールし、そこから申請する場合は、カメラ機能を用いて、マイナンバーカードを読み取る事が可能です。

ステップ2

- ・（パソコンの場合）ICカードリーダーを接続し、マイナポータルのWEBサイトを開きます。ログインし、上記の手続検索の手順で該当の手続を選択します。
- ・（スマートフォンの場合）スマートフォンで「マイナポータルAP」をインストールし、アプリを開きます。ログインし、上記の手続検索の手順で該当の手続を選択します。

※ログインには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書のパスワードが必要です。

ステップ3

- ・入力案内に従って、保育施設等の利用申込に必要な情報（世帯情報や希望する施設等）を入力し、申請する子どもの健康保険証と保育の必要性を示す書類（保護者ごと）を添付する。

※書類の添付は、各種拡張子（docx, xlsx, pdf, jpg等）に対応しています。カメラで撮影した書類の添付も可能です。（別途、原本の提出は必要ありません。）

ステップ4

- ・電子申請完了後、申請完了画面を必ずご確認ください。



9) 利用調整

利用調整とは、保護者が希望する保育所等の空き数以上に申込みがあった場合に、利用できる保育所等の調整を宮崎市が行うことです。

世帯状況や就労状況など、宮崎市が定める優先利用の基準『宮崎市保育所等利用調整基準表（P23）』に基づき、総合的に判断します。

利用調整の結果は、利用内定施設や宮崎市からの電話連絡、もしくは「利用調整の結果通知」の郵送によりお知らせいたします。

※各月の申請締切り等のスケジュールについてはP16参照

4月入所は以下の予定
第1回 1月下旬ごろ
第2回 2月下旬ごろ
第3回 3月中旬ごろ

希望する月の
利用調整

・・・＜結果のお知らせ＞希望する月の前月中旬頃にお知らせします。

内定

☆ 内定した場合は、内定した施設から電話連絡があります。

- ・内定を辞退した場合、翌月申込は可能ですが、調整（※1）では減点されます。
※辞退した利用希望月の年度中の申込みは、利用調整での減点が継続します。

保留

☆ 保留となった場合は、市から保留の電話連絡を行います。（※2）

- ・施設の空き状況によっては、他の施設をご案内します。

☆ 保留となった場合、以下の3つから選択します。

- ① 継続して申込みとし、翌月の利用調整（※1）の結果を待つ。⇒手続き不要（自動的に翌月の利用調整へ）
- ② 希望施設を変更し、翌月の利用調整（※1）の結果を待つ。⇒市窓口で変更手続きが必要 [P19 (12)]
- ③ 申込みを取り下げる。⇒市窓口で取下げの手続きが必要 [P19の (13)]

☆ 保留の場合の市からの連絡は、申請後初回のみとなり、翌月以降の保留連絡はありません。

自動的に翌月の利用調整の対象へ（取下げを行った場合を除く）

翌月の
利用調整

・・・＜結果のお知らせ＞翌月中旬頃にお知らせします。
※内定した場合のみご連絡を差し上げます。

※1）4月入所調整の場合は、第2回利用調整、もしくは第3回利用調整。

※2）4月利用調整については、第1回、第2回利用調整は文書で通知、第3回利用調整のみ電話連絡。

10) 利用調整に関する基準（宮崎市保育所等利用調整基準表）

保護者それぞれの、保育を必要とする事由に応じた〔基準となる事項〕の基準点数に、家庭の状況等に応じた〔調整となる事項〕の調整点数を加算した合計点数の高い方から選考します。

※令和5年1月から3月入所の利用調整に関する基準は、「令和4年度宮崎市教育・保育施設利用ガイド」をご確認ください。

児童の合計点数	=	父の基準点数	+	母の基準点数	+	調整点数
---------	---	--------	---	--------	---	------

※令和5年4月入所の利用調整から適用

【現行】宮崎市保育所等利用調整基準表

■基準となる事項

No	大分類	小分類	適用範囲及び内容	基準点数	
1	就 労	(1)被雇用者・雇用主 または自営・農業等の中心者 (労働時間に見合う収入がある)	月160時間以上働いている	15	
			月140時間以上働いている	14	
			月120時間以上働いている	13	
			※自宅が事業用に改装されており、事業用部分と居宅部分が分離されている場合を含む。	月100時間以上働いている	12
			月80時間以上働いている	11	
			月60時間以上働いている	10	
			(2)自営・農業等の専従者または親族	月160時間以上働いている	13
		月140時間以上働いている		12	
		月120時間以上働いている		11	
		(3)居宅内労働 (無給の就労は不可)		月100時間以上働いている	10
				月80時間以上働いている	9
				月60時間以上働いている	8
		2	未 就 労	求職中	求職中(誓約書の提出)
3	出 産	産前・産後	出産前6週間、出産後8週間	10	
4	疾 病 ・ 障 が い	疾病・負傷	入院中または、常時病臥している者または医師から概ね1ヵ月以上の加療(安静)が必要と診断された者。または保育が困難と診断された者	15	
			疾病・負傷などにより、自宅での保育に支障があるとき	12	
		心身障害等	身障手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている	10	
5	看護・介護	同居親族の看護・介護(診断書等で確認)	常時看護・介護を必要とする場合	10	
6	災 害	災害等家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない場合		15	
7	就 学 等	学校教育法に基づく大学等または職業訓練校等に在学する時間をNo.1の小分類(1)の労働に換算 ※就学に加えて就労をしている場合は、就学時間と就労時間を合わせた時間を適用する。 ※No.1の小分類に該当しない場合は、No.2を適用。		-	
8	その他	児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		20	

■調整となる事項

状 況			調整点数
1	新規申込み		※新規申込みのみ 2
2	転園等	転居・転職等による	2
		乳児園・小規模保育施設卒園	10
		同一認定子ども園内において、1号から2号に変更となる場合	2
3	認可外保育施設卒園		8
4	母子・父子家庭の場合(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明、収監中含む)	確認できる書類があること	5
5	生活保護世帯の場合		2
6	保護者が単身赴任の場合		3
7	虐待またはDVのおそれがある場合		50
8	障害者世帯(父母等の保護者)の場合	身体障がⅡ・2級、精神障がⅡ・2級、知的障がⅡ・Ⅰ	6
		身体障がⅢ・4級、精神障がⅢ・3級、知的障がⅢ・Ⅱ	3
9	兄弟姉妹が申込み保育施設に在園している場合		5
10	入所希望児童が障がい児であり保育施設での保育が可能と判断できる場合		4
11	産休明け、育休明けで復職する場合(新規入所で復帰から6ヶ月までは加算)		※新規申込みのみ 3
12	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する場合		※新規申込みのみ 15
13	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で看護師・准看護師として就労する場合		※新規申込みのみ 15
14	宮崎市内の認可外保育施設等で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する場合		※新規申込みのみ 10
15	宮崎市内の認可外保育施設等で看護師・准看護師として就労する場合		※新規申込みのみ 10
16	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する場合		※新規申込みのみ 10
17	宮崎市内の認可外保育施設等(※注1)で看護師・准看護師として就労する場合		※新規申込みのみ 10
18	同居または同一住所に60歳未満の保育可能と思われる祖父母がいる場合		-2
19	正当な理由なく保育施設の入所決定を辞退するなど、公正な利用調整に支障をきたすような行為を行った場合 (利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る)		-3
20	きょうだい同時申請の場合		※同一園内での1号→2号の場合を除く 2
21	多胎児が新規申込みをする場合		5
22	多子世帯(中学3年生以下の児童からカウントして第3子以降)		※新規申込みのみ 2
23	その他(児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合)		20

※注1 … 児童発達支援センターや特別支援学校幼児部等の公的施設またはそれに準じる施設を含めるものとする。

1 1) 利用開始後の手続き

利用開始後は、毎年度必ず行う手続きと世帯の状況の変更等で随時行う手続きがあります。

(1) 現況届(来年度の利用継続の手続き)

毎年1回(12月頃)、保護者の就労状況等などについて家庭状況の現況確認を行います。

『現況届』と『保育の必要性を確認するための書類』を利用施設を通じてご提出いただき、次年度以降も継続して保育の必要性があることの確認を行います。※書類未提出などの場合は、退所となります。

(2) 世帯の状況の変更等で随時必要となる手続き一覧

保育所等の利用中に、以下のような変更が生じた場合は、市窓口にてお手続きが必要です。

以下の提出必要書類、身分証明書をご準備のうえ、お手続きをお願いします。

	内容	提出必要書類
保育を必要とする事由の変更	○就労・転職した ○就労時間や日数等が変わった	・「就労・就労予定証明書」(新しい就労内容が確認できるもの)
	○産休や育休から復帰する	・「就労・就労予定証明書」(復帰予定及び復帰後の就労内容が確認できるもの) ・必要に応じて、下の子の申し込みも同時に行ってください。
	○退職した	・退職後、就労以外の保育が必要な事由に該当するか、保育が必要な事由に該当せず退所となるかによって異なります。
	○求職活動、開業準備を行う	・「誓約書」
	○妊娠した	・親子健康手帳の写し(表紙+出産予定日のわかるページ)
	○出産した	・親子健康手帳の写し(表紙+出生届出済証明のページ)
	○育児休業を取得する ○育児休業を延長する	・育児休業・育児休暇取得証明書 ・育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書 ※原則として、育児休業を取得しながら上の子が継続利用できるのは、下の子の出生から1年を経過する月の月末までです。
	○保護者の病気・怪我等	・診断書(保育が困難であることがわかるもの) ・申立書
	○同居の家族の介護・看護を行う	・診断書(常時介護・看護が必要なことがわかるもの) ・申立書
	○就学した ○職業訓練を行う	・在学証明書 ・カリキュラム
世帯状況の変更など	○婚姻した	・戸籍謄本(婚姻日がわかるもの) ・配偶者の保育を必要とする事由を示す書類 (「就労・就労予定証明書」など) ・利用児童の健康保険証(変更となる場合)
	○離婚が成立し、別居した	・戸籍謄本(離婚日がわかるもの) ・利用児童の健康保険証(変更となる場合)
	○離婚に係る協議・調停・裁判となったとき	・協議、調停、裁判中であることが確認できる書類(裁判所等作成のもの) ・申立書
	○世帯の構成に変更があった (祖父母等と同居など)	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○同居のご家族に障がい者手帳・療育手帳等が交付されたとき	・交付された手帳
	○障がい者手帳等を返納したとき	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○生活保護を受給する	・生活保護受給者証
	○生活保護が廃止となったとき	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○申告等により市町村民税の税額が変更になったとき	・市町村民税の所得課税証明書 ※未申告や転入等で市町村民税の情報が確認できない世帯の利用者負担額(保育料)は、最高額での仮決定となります。
	○きょうだいが企業主導型保育事業等を利用しているとき	・きょうだいの在園証明(施設側作成のもの) (企業主導型保育事業・国立大学附属幼稚園・私学助成の幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター・児童心理治療施設)
	○子どもの入院や里帰り出産で1ヶ月以上欠席するとき	・市へお問合せください。
	○市外に転出するとき	・ご利用の施設へ「退所届」をご提出ください。

(3) 転園を希望する方へ

- 他の保育所等への転園を希望する場合、市窓口での申込みが必要です。※電話では受け付けできません。
- あらかじめ転園希望先の見学や空き状況をご確認のうえ、市窓口にて『転園申込書』を提出いただくことになります。
- 申込みの選考方法や日程は、P10、P16と同様です。
- 転園を希望するタイミングで、保育を必要とする事由や世帯の状況が変更になる場合には、最新の状況を示す書類を提出してください。
- 育児休業中の転園の申請はできません。
- 転園の内定後に内定を取り下げた場合、元の保育所等をそのまま利用できますが、利用希望した年度中の利用調整では減点されます。
- 『転園申込書』提出後、転園希望を取り下げる場合は、市窓口にて『取下げ届』の提出が必要になりますので、窓口までお越しください。
- 利用調整の結果、転園決定されなかった場合は、申込みの取下げをされるまでは年度末まで継続して転園の希望のまま『空き待ち』の取扱いとして、現在ご利用の施設を利用することになります。
※転園決定となった場合のみ、月の中旬頃に希望施設から保護者に電話連絡があります。
- 転園申請の場合も、利用調整（選考）となりますので、申込み後すぐに転園が決定するとは限りません。よって、転園が決定してから、利用していた元の施設に対して『退所届』を提出してください。

(4) 退園を希望する方へ

- 転園が決定した場合、宮崎市外へ転出等の場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となりますので、利用施設に対して『退所届』を提出してください。
※市は利用施設から、退所の報告を受けます。
- 原則として、月途中での退所はできません。各月末の退所となり、月の途中で利用を辞めた場合でも、1カ月分の保育料をお支払い頂きます。

(5) 1号認定（幼稚園利用）への変更を希望する方へ

- 3歳の誕生日を迎えた翌月1日からは、1号認定を取得し、幼稚園を利用することが可能です。2号認定（保育所利用）から幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）への変更を希望する場合は、施設への1号認定申請を行ってください。

1号認定申請について



P26へ

- 幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）で実施する預かり保育を利用し、その無償化を希望される場合は、新2号・新3号認定申請を行ってください。

〔2号認定〕と〔1号認定+新2号認定（または新3号認定）〕の違いについて



P6へ

新2号・新3号認定申請について



P30へ

5. 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の利用方法

子どもが満3歳以上で、『幼稚園（施設型給付）や認定こども園（幼稚園機能）以下、[幼稚園等] という。』を利用する場合は、以下の 1) から 8) の内容を十分にご確認ください。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1) 利用できる方 | P26 |
| 2) 教育標準時間、開園日、休園日、利用開始日、退所日 | P26-27 |
| 3) 利用申込みの流れ | P27 |
| 4) 支給認定申請に必要な書類 | P28 |
| 5) 1号認定申請と2号認定申請を併願される方へ | P28 |
| 6) 預かり保育を利用する方へ | P28 |
| 7) 利用者負担額や施設に支払うもの | P29 |
| 8) 利用開始後の確認事項 | P29 |

1) 利用できる方

幼稚園等は、次の「① 利用可能年齢」と「② 住所要件」の両方を満たす場合に利用ができます。

① 利用可能年齢

- ・原則、3歳の誕生日を迎えた翌月1日から利用ができます。

② 住所要件

- ・利用開始月の1日時点で、お子さまが宮崎市に住んでいること。（宮崎市に住民票があることを原則とします。）

2) 教育標準時間、開園日、休園日、利用開始日、退所日

① 教育標準時間

- ・幼稚園等を利用する場合、[教育・保育給付認定]の1号認定を取得して利用します。
- ・各施設は、1号認定の教育標準時間（一日4時間程度）を定めており、教育課程に基づく教育の提供を行います。
- ・施設によっては、教育標準時間前後の朝や夕方の時間に預かり保育を実施しています。（別料金）

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 (時)
1号認定		預かり保育 (別料金)		教育標準時間 (4時間)						預かり保育 (別料金)		

② 開園日・休園日

〔開園日〕 基本的には、月曜日から金曜日までの平日

※施設によって土曜日の受入もあります。

〔休園日〕 土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み等）

※施設によって異なります。

③ 利用開始日・退所日

〔利用開始日〕 各月1日（原則）

〔退 所 日〕 各月末日（原則）

3) 利用申込みの流れ

1 園の見学・利用条件の確認

- ・利用を希望する施設をお子さまと一緒に見学し、利用条件等を確認します。

※見学する場合は、事前に施設に連絡のうえ、日程を決めます。

- ・利用を希望する施設から、入園願書を受け取ります。

※利用開始月の1日時点で、お子さまが宮崎市に住んでいる（原則、宮崎市に住民票がある）ことが必要です。

2 入園願書提出

- ・施設の説明に従い、入園願書を施設に提出します。

3 入園内定

- ・施設から入園内定の連絡を受け、1号認定（教育・保育給付認定）を受けるために必要な書類を受け取ります。

4 支給認定申請(1号認定)

- ・原則、利用開始日までに支給認定申請が必要です。
- ・施設に支給認定申請書類を提出します。
- ・提出した書類は、施設から市に提出されます。
- ・書類に不明な点がある場合など、市から電話等で内容の確認を行うことがあります。

5 施設との利用契約

- ・施設の説明に従い、利用契約を結びます。
- ・施設の預かり保育を利用する場合は、施設に事前にご相談ください。

共働き等によって、保護者毎に保育を必要とする事由に該当する場合は、無償化のための新2号・新3号認定を取得する場合は、市に申請が必要です。《預かり保育の無償化のための手続き（P30）へ》

6 施設の利用開始

7 『支給認定証』の交付、無償のお知らせ

- ・市から、1号認定の『支給認定証』が交付（郵送）されます。
- ・『支給認定証』は、認定期間内は大切に保管しておいてください。
- ・市から郵送にて、『保育料無償のお知らせ』が届きます。

4) 支給認定申請に必要な書類

以下の支給認定申請に必要な書類を、施設に提出してください。また、世帯の状況に応じて必要書類が変わります。（※ 副食費免除の判定のため）

	申請者全員に共通して必要な書類	注意点
1	子どものための教育・保育給付認定申請書（1号認定用）	太線枠内のみご記入ください。 マイナンバーの記載誤り等注意してください。
2	対象児童の健康保険証の写し	保険証の写しは、『子どものための教育・保育給付認定申請書』の裏面の『対象児童の保険証の写し添付欄』に添付してください。

	世帯状況に応じて提出が必要な書類	世帯の状況
3	生活保護受給証の写し	生活保護世帯
4	戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療受給証の写しのいずれかひとつ	ひとり親世帯

《マイナンバーの提示について》

施設への認定申請書提出時に、マイナンバーの提示をお願いしております。マイナンバーの確認と申請者の本人確認が必要になりますので、[マイナンバーカード] や [マイナンバー通知カード+運転免許証] などをご持参ください。

5) 1号認定申請と2号認定申請を併願される方へ

- ・1号認定申請を行いながら、2号認定（保育所利用）申請を希望する場合は、施設への1号認定申請に加えて、市に2号認定申請と利用申込みを行ってください

2号認定（保育所利用）申請について



P 7 へ

6) 預かり保育を利用する方へ

- ・預かり保育の利用をご希望の場合は、事前に施設へご相談ください。
- ・共働き家庭などで、保護者毎に[保育を必要とする事由]に該当する方は、1号認定に加え、新2号認定または新3号認定を取得することで、預かり保育が無償化の対象になります。
- ・専業主婦・専業主夫家庭などで、保護者毎に[保育を必要とする事由]に該当しない方は、施設が定めた利用料をお支払いください。

新2号認定・新3号認定申請について



P 30 へ

※ [2号認定] と [1号認定+新2号認定（または新3号認定）]
の違いについて



P 6 へ

7) 利用者負担額や施設に支払うもの

無償化により、1号認定の利用者負担額（保育料）は無償となりましたが、施設によっては保育料以外にも保護者に負担を求めるものがありますので、内容について利用する施設に十分にご確認ください。

【例】

	保護者負担の費用	金額（例）
1	保育料（1号認定）	無償化
2	給食費（主食費・副食費）	5,000円 / 毎月
3	絵本代・文房具代	500円 / 毎月
4	入園料	30,000円 / 入園時
5	制服代	20,000円 / 入園時
6	施設整備費等	2,000円 / 毎月
7	バス利用代（利用者のみ）	3,000円 / 毎月

《副食費免除について（P48へ）》
3歳児クラス以上の子どもが支払う給食費のうち、副食費（おかず代やおやつ代）については、世帯年収360万円未満相当世帯や第3子以降の子どもは、免除となります。

8) 利用開始後の確認事項

（1）現況確認

- ・毎年度、認定申請時と同様の書類を施設を通じて市にご提出していただき、認定状況に変更がないかどうかの確認を行います。

（2）世帯の状況が変更となった場合

- ・保護者の婚姻、離婚、転居等により世帯員の状況が変更となる場合
- ・同居の家族に障がい者手帳等が交付された（返納した）場合
- ・生活保護の受給開始（廃止）となった場合

（3）税情報が変更となった場合

- ・保護者の税申告などにより、税情報が変更となった場合
※未申告者が申告を行った場合や修正申告により
税情報が変更された場合など

（4）施設を退園する場合

- ・施設を退園する場合は、施設の説明に従い、『退園届』等を提出してください。
- ・退園届受理後、施設から市に認定終了の報告を行います。

市窓口で、『教育・保育給付認定・施設等利用給付認定・保育料等変更申請書』及び、変更後の状況が分かる必要書類の提出が必要です。

※身分証明書をご持参のうえ、市窓口までお越しください。

6. 預かり保育・認可外保育施設等の無償化のための手続き

(新2号認定・新3号認定)

幼稚園等（幼稚園や認定こども園）を利用する1号認定子どもの保護者が、共働き等により保護者毎に保育を必要とする事由（P32）に該当する場合、1号認定に加えて新2号認定や新3号認定を取得することで、幼稚園等が実施する預かり保育の利用料が、無償化の対象となります。

また、認可外保育施設等を利用する児童の保護者が、共働き等により保護者毎に保育を必要とする事由（P32）に該当する場合も、新2号認定や新3号認定を取得することで、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。（上限額あり）

預かり保育の無償化を希望される場合には以下の1)～6)を、認可外保育施設等の無償化を希望される場合には以下の2)～6)の内容を十分にご確認ください。

- 1) 預かり保育無償化の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30-31
- 2) 認定申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31
- 3) 〔保育を必要とする事由〕と有効期間・・・・・・・・・・P32
- 4) 認定申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・P33
- 5) 認定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34
- 6) 認定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34-35

認可外保育施設等の無償化について

P36へ

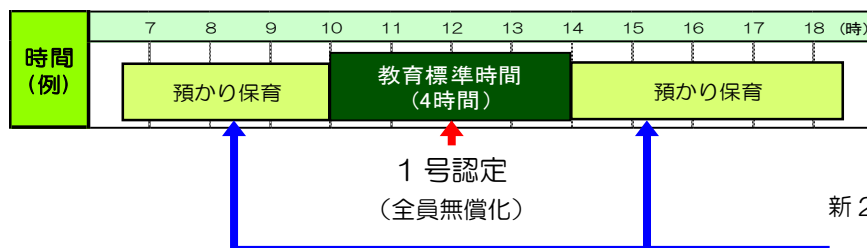
1) 預かり保育無償化の詳細

(1) 各認定における預かり保育の無償化上減額

認定	対応年齢・条件	預かり保育（※2） の無償化上限額
1号認定＋新2号認定	3歳児クラスから5歳児クラス（※1）	11,300円 / 月
1号認定＋新3号認定	2歳児クラスの満3歳 （市町村民税非課税世帯）	16,300円 / 月

※1) 3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えているクラス（年少クラス）

※2) 幼稚園等の預かり保育が一定の水準を満たしておらず、十分な預かり保育の提供がない場合、当該幼稚園の在園児は、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料が無償化上限額内で無償化の対象となります。



※預かり保育の実施時間は、施設によって異なります。

新2号・新3号認定を受けて
無償化となる部分
(無償化上限額まで無償化)

※〔2号認定〕と〔1号認定＋新2号認定（または新3号認定）〕
の違いについて

P6へ

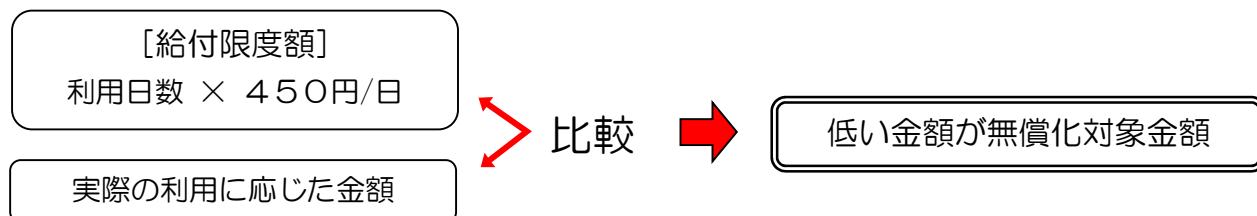
(2) 施設への支払い

- ・無償化となる預かり保育の利用料は、『法定代理受領』となるため、保護者は基本的に施設に利用料を支払うことはありません。

ただし、無償化上限額を超過した場合のみ、差額の利用料を施設へ支払うことになります。

- ・預かり保育の利用料無償化は、各認定に応じた無償化上限額の範囲内で、[利用日数に応じた給付限度額]と[実際の利用に応じた金額]を比較して、低い金額が無償化の対象金額となります。

※) 預かり保育におけるおやつ代や教材費などの実費部分については、無償化対象外です。



(例) 1号+新2号認定の預かり保育利用例 (預かり保育料 [600円/日] を20日利用した場合)

《実際の利用に応じた金額》

$$600 \text{ 円/日} \times 20 \text{ 日 (利用日数)} = 12,000 \text{ 円} \dots (A)$$

《給付限度額 (※ 新2号認定の無償化上限額: 11,300円)》

$$450 \text{ 円/日} \times 20 \text{ 日 (利用日数)} = 9,000 \text{ 円} \dots (B)$$

《無償化対象金額》

(A) と (B) を比較し、低い金額 ⇒ (B) 9,000円が無償化対象



(A) - (B) の差額 3,000円は、保護者の負担となり、施設への支払いが必要です。

2) 認定申請の流れ

1 預かり保育時間・料金等の確認

- ・施設に対して、新2号認定等を市に申請する事を伝え、預かり保育の時間や料金等を確認します。

2 支給認定申請 (新2号・新3号認定)

- ・必要書類を揃え、市窓口 directly 申請します。
- ※無償化の対象となるのは、申請後認定された日以降の利用料となります。

3 『支給認定証』の交付

- ・市から郵送にて、施設等利用給付認定の新2号認定や新3号認定の『支給認定証』が交付されます。

4 預かり保育の利用料無償化

- ・利用料無償化の手続きのため、市から施設に認定された方の氏名等情報を提供します。
- ・施設への支払いは、基本的にありませんが、無償化上限額を超えた場合の差額分や、無償化対象外費用についての支払いは必要となります。

3) [保育を必要とする事由] と有効期間

新2号認定・新3号認定を受けるためには、保護者毎に以下の『保育を必要とする事由』のいずれかに該当する必要があります。

『保育を必要とする事由』に応じて、『有効期間』が異なりますので、十分にご確認ください。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況	有効期間
就労	月に合計 60 時間以上就労していること ※就労の時間帯、雇用形態（正職員・パートなど）は問わず。	最長で、お子さまの小学校就学前まで
就学	大学・短期大学・高等学校・専門学校等に就学していること ※職業訓練も含む。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	出産予定日の 6 週間前（多胎児妊娠の場合は、14 週間前）の日の属する月から、出産後 8 週間の日が属する月末までの期間内にあること	出産後 8 週が属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	疾病や負傷または精神や身体に障がい有しているため、子どもの保育ができない状況であることが障がい者手帳や医師の診断書等で確認できること	手帳の有効期限内、または診断書に記載されている終期まで
同居親族の介護・看護	同居している親族の介護または看護が常時必要なため、子どもの保育ができない状況であることが、医師の診断書で確認できること	診断書に記載されている終期まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動 開業準備	①就労する意志があり、求職活動に専念していること ②開業する意志があり、開業準備に専念していること	利用開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで
虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがあると市が判断する状況であること	その都度市が判断する
育児休業に係る継続利用	育児休業取得時に上の子どもが既に施設（※）を利用しており、継続利用を希望している状況であること ※幼稚園等の場合は申請以前から継続して預かり保育等の利用をしていること ※原則、下の子どもが 1 歳を迎える月の月末まで	育児休業終了日の属する月の末日まで

4) 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、保護者毎の保育を必要とする事由や家庭の状況に応じて違いますので、記入漏れや提出不備がないようにご確認ください。

必要な書類			HP掲載	提出の注意点	備考
すべての方が必要な書類	1	子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）	◎	児童1人につき1枚必要	・太線枠内のみご記入ください ・マイナンバーの記載にご注意ください
	2	児童の健康保険証の写し			・申請書の裏面に貼付してください
	3	保育の必要性を証明する書類		1家族につき1セット必要	※No.7～17を参照
	4	世帯状況確認のために必要な書類			※No.18～21を参照
	5	個人番号（通知）カード		申請書に記入	※欄外下部を参照
	6	身分証明書（運転免許証等）			窓口ににて原本提示を求める場合があります（コピーも可）
保育の必要性を証明する書類	就労	7 就労・就労予定証明書	◎	保護者毎にそれぞれ必要	・職場記載のもの
		8 就労のタイムスケジュール	◎		・就労場所がご自宅の場合
		9 その他就労内容が確認できるもの			・自営業等の場合、提出をお願いします
	就学 職業訓練	10 在学証明書			・学校作成のもの
	求職活動 開業準備	11 誓約書（求職活動・開業準備）	◎		
	妊娠・出産	12 親子健康手帳の写し			（産前）表紙＋予定日記載ページ （産後）表紙＋出生届出済証明のページ
	疾病・障がい 介護・看護等	13 診断書（病気・看護など）			・診断書（病状と療養期間、保育が困難であることが分かるもの）
		14 申立書	◎		・申立書（保育困難である理由が具体的に書かれていること）
		15 障がい者手帳の写し			・障がい者手帳の写し（有効期間内のものに限る。） ※原則、「診断書＋申立書」をご準備ください。疾病・障がい要件で認定希望の場合、「障がい者手帳の写し＋申立書」も可。
	災害復旧	16 状況が分かる書類			
世帯確認のため必要な書類	ひとり親世帯	18 児童扶養手当証書の写し		該当する場合のみ提出	・いずれかを提出してください
		19 戸籍謄本			
		20 ひとり親家庭等医療受給証			
	生活保護世帯	21 生活保護受給証の写し			

※[HP掲載]欄に[◎]がある書類は、宮崎市のホームページに様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただくことも可能です。

※新3号認定の認定のためには市町村民税の情報がが必要です。マイナンバーにより税情報の照会を行う場合がありますので、申請書にはマイナンバーの記載をお願いします。記載がない場合や税情報の確認ができなかった場合、及び申請時点の市町村民税が非課税でなかった場合は、認定却下となります。認定を受けるためには、非課税であることが分かる書類をもって、改めてお手続きが必要です。

5) 認定申請について

(1) 申請期限

- ・申請期限はありませんが、申請後に認定された日（※）以降の預かり保育の利用料が無償となりますので、申請以前の利用料は無償なりません。

（※）①申請書の受理日 ②施設のご利用開始日 ③保育が必要な事由の発生日 のうち最も遅い日が認定日となります。

(2) 申請先

- ・宮崎市保育幼稚園課窓口への申請が必要です。
- ・各総合支所（佐土原・田野・高岡・清武）地域市民福祉課窓口でも申請を受け付けています。
- ・郵送やFAXでの申込みは、原則受け付けできません。
- ・申請書を市窓口で提出される方は、原則保護者（父母）となりますが、祖父母等の代理の方が提出される場合は、提出者の身分証明書を提示いただき、確認のうえ受け付けます。

(3) 求職活動で申請される方へ

- ① 求職活動で新2号・新3号の認定ができるのは、認定開始から90日の属する月の月末までとなります。
- ② 求職活動とは、自宅等においてパソコン等で求人情報を検索するだけでなく、ハローワークでの相談や企業の面接など、自宅外での活動を週に2回以上行うこととします。
- ③ 認定期間内（90日の属する月の月末まで）に就労等が決定しなかった場合は、原則認定終了となります。認定期間内に「保育を必要とする事由」が確認できる書類をご提出ください。
- ④ 決定するお仕事の条件：賃金が発生する労働であり、就労時間が月合計60時間以上であること。
※自宅の手伝い等は認められません。

6) 認定後の手続き

新2号認定や新3号認定を受けた後についても、毎年度必要な手続きや、世帯の状況に応じてその都度必要な手続きがありますので、認定にあたって以下の内容をご確認ください。

(1) 現況届（来年度の利用継続の手続き）

毎年1回、保護者の就労状況等などについて家庭状況の現況確認を行います。

『現況届』と『保育の必要性を確認するための書類（就労・就労予定証明書など）』を市に直接提出いただき、次年度以降も継続して保育の必要性があることの確認を行います。

書類未提出などにより確認できない場合は、認定終了となります。

(2) 世帯の状況の変更等で随時必要となる手続き一覧

保育所等の利用中に、以下のような変更が生じた場合は、市窓口にてお手続きが必要です。

以下の提出必要書類、身分証明書をご準備のうえ、お手続きをお願いします。

	内容	提出必要書類
保育を必要とする事由の変更	○就労・転職した ○就労時間や日数等が変わった	・「就労・就労予定証明書」（新しい就労内容が確認できるもの）
	○産休や育休から復帰する	・「就労・就労予定証明書」（復帰予定及び復帰後の就労内容が確認できるもの） ・必要に応じて、下の子の申し込みも同時に行ってください。
	○退職した	・退職後、就労以外の保育が必要な事由に該当するか、保育が必要な事由に該当せず退所となるかによって異なります。
	○求職活動、開業準備を行う	・「誓約書」
	○妊娠した	・親子健康手帳の写し（表紙＋出産予定日のわかるページ）
	○出産した	・親子健康手帳の写し（表紙＋出生届出済証明のページ）
	○育児休業を取得する ○育児休業を延長する	・育児休業・育児休暇取得証明書 ・育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書 ※原則として、育児休業を取得しながら上の子が継続利用できるのは、下の子の出生から1年を経過する月の月末までです。
	○保護者の病気・怪我等	・診断書（保育が困難であることがわかるもの） ・申立書
	○同居の家族の介護・看護を行う	・診断書（常時介護・看護が必要なことがわかるもの） ・申立書
	○就学した ○職業訓練を行う	・在学証明書
世帯状況の変更など	○婚姻した	・戸籍謄本（婚姻日がわかるもの） ・配偶者の保育を必要とする事由を示す書類（「就労・就労予定証明書」など） ・利用児童の健康保険証（変更となる場合）
	○離婚が成立し、別居した	・戸籍謄本（離婚日がわかるもの） ・利用児童の健康保険証（変更となる場合）
	○離婚に係る協議・調停・裁判となったとき	・協議、調停、裁判中であることが確認できる書類（裁判所等作成のもの） ・申立書
	○世帯の構成に変更があった（祖父母等と同居など）	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○同居のご家族に障がい者手帳・療育手帳等が交付されたとき	・交付された手帳
	○障がい者手帳等を返納したとき	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○生活保護を受給する	・生活保護受給者証
	○生活保護が廃止となったとき	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○申告等により市町村民税の税額が変更になったとき	・市町村民税の所得課税証明書 ※未申告や転入等で市町村民税の情報が確認できない世帯の利用者負担額（保育料）は、最高額での仮決定となります。

7. 認可外保育施設等の無償化について

認可外保育施設等の利用料無償化に該当する場合は、ご確認ください。

保育を必要とする事由（P32）に該当しない場合は、無償化対象外となります。

1) 施設等利用給付認定と無償化の範囲

認可外保育施設等（※1）を利用する方が認定を取得した場合、無償化の内容は以下のとおりとなります。

認定	認定条件	無償化の内容	無償化上限額
新2号認定	・3歳児クラス（※2）以上の子ども ・保育の必要性あり	以下の施設・事業利用は併用でも無償化 認可外保育施設	37,000 円
新3号認定	・0歳から2歳児クラスまでの子ども ・保育の必要性あり ・市町村民税非課税世帯	一時預かり 病児保育 ファミリー・サポート・センター事業	42,000 円

※1）認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター

※2）3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

2) 認定申請の流れ

1 支給認定申請(新2号・新3号認定)

- ・保護者は必要書類を揃え、市窓口へ直接申請します。
※無償化の対象となるのは、申請後認定された日以降の利用料となります。
- ・申請時に、利用料の給付（償還払い）に必要な「請求書一式」を受け取ります。

2 『支給認定証』の交付

- ・市から郵送にて、施設等利用給付認定新2号認定や新3号認定の『支給認定証』が交付されます。

3 認可外保育施設等の利用・支払い・請求

- ・利用する施設に、[子ども・子育て支援提供証明書]と[領収証]の交付を依頼してください。
※市への利用料請求の際に必要となります。
- ・認可外保育施設等（市に無償化の手続きを行った施設のみ）を利用した場合、一旦施設に利用料を支払った後、市に償還払いの請求を行い、利用料が市から給付されることとなります。
※利用する施設が、市に無償化の手続きを行っている（特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けている）かどうかの確認は、宮崎市のホームページをご確認ください。
- ・食材料費（給食費・おやつ代など）、通園送迎費（バス代など）、行事費などは、無償化の対象外となりますので、保護者の負担となります。

3) 支給認定申請（新2号認定・新3号認定）に必要な書類

- ・新2号認定や新3号認定の申請を行う場合は、以下のページをご確認ください。
- ・認可外保育施設等を利用する方は、新2号認定・新3号認定の申請に必要な書類（P33）の他に、『保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書』の提出が必要となります。

新2号認定・新3号認定申請について



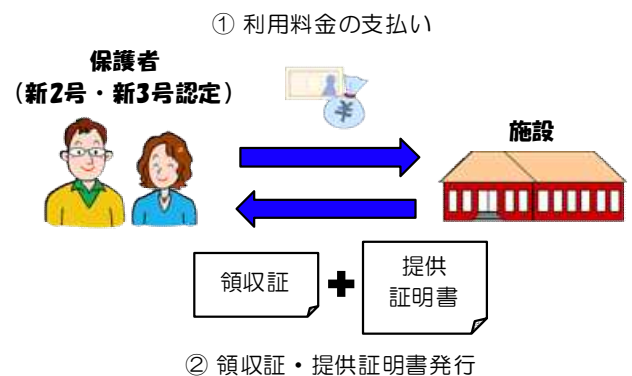
P30へ

4) 無償化となる認可外保育施設等利用料の給付方法

無償化となる認可外保育施設等の利用料についての市からの給付方法は、『償還払い給付』となり、以下のよう
な利用と請求の流れとなります。

① 利用料金の支払い

利用者は、施設の設定する利用料金を施設に支払います。

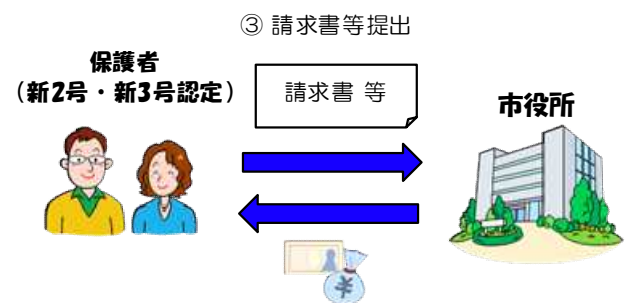


② 領収証・提供証明書の受領

利用者は、施設が発行する〔領収証〕と〔提供証明書〕を受領し、紛失・破損がないように、大切に保管します。

③ 利用料の請求

利用者は、〔請求書〕〔領収証〕〔提供証明書〕〔振込口座情報〕などの、無償化となる利用料分の請求に必要な書類を、宮崎市に提出します。



④ 利用料の給付

宮崎市は書類審査を行い、審査終了後（申請の翌々月10日前後）に、保護者の口座に無償化となる利用料分を振り込みます。

④ 無償化の給付

（新2号：無償化月額上限額 37,000円）
（新3号：無償化月額上限額 42,000円）

（国立大学附属幼稚園等利用者の場合）
新2号：無償化月額上限額 11,300円
新3号：無償化月額上限額 16,300円

8. 企業主導型保育事業の利用方法

内閣府管轄の企業主導型保育事業の利用は、施設に直接お問い合わせいただき、利用することになります。

ただし、企業主導型保育事業の利用料無償化（※）のために、一部の対象者は、市の教育・保育給付認定を受ける必要がありますので、ご確認ください。

※企業主導型保育事業の利用料無償化

無償化対象の子どもは、標準的な利用料の金額が減額されます。

※令和3年6月時点の標準的な利用の金額

0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳児以上
37,100円	37,000円	26,600円	23,100円

1) 企業主導型保育利用に関する手続き

- ・従業員枠と地域枠での違い、保育の必要性の有無、市町村民税非課税世帯かどうかにより、保育料無償化の対象かどうか、無償化の手続き方法が異なります。
- ・利用する企業主導型保育施設の説明を受け、施設の指示に従ってください。
- ・市町村民税非課税の判断は、各施設にて行いますので、施設の指示に従ってください。

2) 2号認定・3号認定が必要な場合の認定申請

企業主導型保育事業の利用に際して、施設から2号認定や3号認定の取得を求められる場合があります。

認定申請は、保育所等利用申込と同様の書類が必要となりますので、[申込みに必要な書類（P11）]をご確認いただき、必要な書類を揃えたうえで、市窓口で直接申請を行ってください。

3) 2歳児で卒園となる認可外施設をご利用の方へ

- ・2歳児クラスまでの子どもを受け入れる施設を利用できるのは、3歳の誕生日を迎えた年度の3月末まで（2歳児クラスまで）となります。
- ・3歳児クラス以降の保育施設利用には、他の施設への利用申請が必要です。利用したい施設の種類によって申請方法が異なりますので、P2、P3をご確認ください。
- ・卒園に伴う新規利用申請（4月）の場合、卒園児とそのきょうだいに限り、育児休暇・休業期間中でも認可保育施設の利用申請が可能です。

9. 国立大学附属幼稚園の利用方法

子どもが満3歳以上で、国立大学附属幼稚園を利用する場合は、市から『施設等利用給付認定』を受けて利用することになりますので、以下の 1) から 6) の内容を十分にご確認ください。

- | | | |
|----|-----------------------------|-----|
| 1) | 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P39 |
| 2) | 施設等利用給付認定と無償化の範囲・・・・・・・・・・ | P39 |
| 3) | 利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P40 |
| 4) | 支給認定申請（新1号認定）に必要な書類・・・・・・・・ | P40 |
| 5) | 支給認定申請（新2号認定・新3号認定）に必要な書類・・ | P40 |
| 6) | 副食費補足給付について・・・・・・・・・・ | P41 |

1) 対象施設

国立大学附属幼稚園が対象となります。

施設利用方法や利用手続きについては、必ず希望の幼稚園にご確認ください。

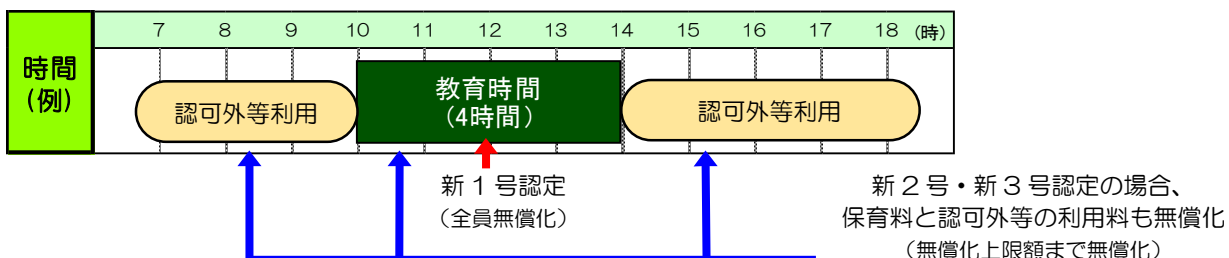
2) 施設等利用給付認定と無償化の範囲

国立大学附属幼稚園を利用する場合、保育を必要とする事由（P32）の有無に応じて、以下の3つのいずれかの認定を受けることが必要です。

認定	認定条件	無償化の内容	無償化上限額
新1号認定	・満3歳以上	保育料のみ	(国立大学附属幼稚園) 8,700円
新2号認定	・3歳児クラス(※) 以上の子ども ・保育の必要性あり	保育料 + (国立大学附属幼稚園利用者) 認可外保育施設等(※)の利用料	《保育料》 附属幼稚園：8,700円 《預かり保育・認可外等》 11,300円
新3号認定	・0歳から2歳児クラス までの子ども ・保育の必要性あり ・市町村民税非課税世帯		《保育料》 附属幼稚園：8,700円 《預かり保育・認可外等》 16,300円

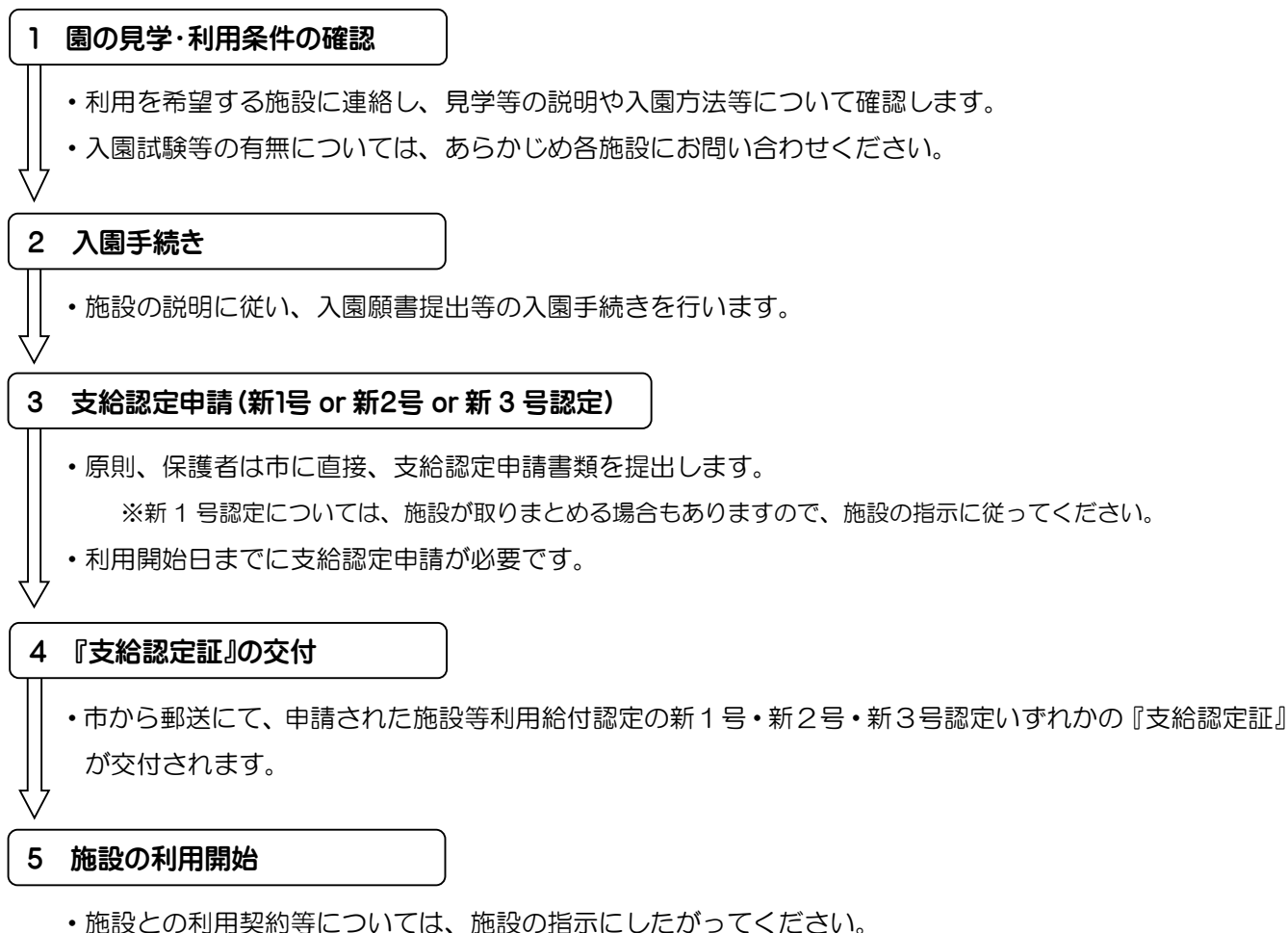
※) 3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)

※) 認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター



- 宮崎市内の施設においては、無償化となる保育料は法定代理受領となるため、保護者が幼稚園に保育料を支払うことはありません。
- 附属幼稚園は教育時間前後の預かり保育を実施していませんので、両親共働き等によって教育時間前後の保育を希望する場合は、認可外保育施設等の併用をご検討ください。
- 新2号認定・新3号認定の認可外保育施設等利用料の給付方法は、P37をご確認ください。

3) 利用の流れ



4) 支給認定申請（新1号認定）に必要な書類

	必要書類名	注意点
1	子育てのための施設等利用給付認定申請書（新1号）	太線枠内のみご記入ください。 本人確認とマイナンバーの確認が必要です。 [マイナンバー通知カード]と[身分証明書]もしくは [マイナンバーカード]をご持参ください。
2	生活保護受給者証の写し	※生活保護受給世帯の場合

5) 支給認定申請（新2号認定・新3号認定）に必要な書類

新1号認定の代わりに新2号認定や新3号認定の申請を行う場合は、以下のページをご確認ください。

新2号認定・新3号認定申請等について



P30へ

6) 副食費補足給付について

- ・国立大学附属幼稚園を利用するお子さまの施設に支払う給食費（おやつ代のみも含む）等のうち、副食費（おかず代やおやつ代）については、世帯年収 360 万円未満相当世帯や第 3 子以降の子どもであれば、市から給付されます。
- ・給付上限額（4,500 円）までの範囲で、保護者が実際に施設に支払った副食費分が給付されます。
- ・給付の対象となる方には、施設から申請書類等を配付します。

（１）年収 360 万円未満相当世帯の子ども

- ・世帯年収が 360 万円未満相当の世帯の子どもは給付対象となります。
- ・年収 360 万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に、市が判断します。
- ・生活保護受給世帯も給付対象となります。

世帯収入	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
年収 360 万円未満相当	副食費給付	副食費給付	副食費給付
年収 360 万円以上相当	副食費保護者負担		副食費給付

子どものカウント方法は下記（２）をご確認ください。

（２）多子世帯の第 3 子以降の子ども

- ・多子世帯の第 3 子以降の子どもは、小学校 3 年生までの最年長の子どもを第 1 子としてカウントします。



10. 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から『幼児教育・保育の無償化』が始まりました。

《幼児教育・保育の無償化の内容》

宮崎市内の各施設・事業における、無償化開始時期、無償化内容については以下の図のとおりです。

無償化対象の利用施設・事業		認定	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス (※1)	4歳児 クラス	5歳児 クラス
保育所 認定こども園(保育所機能) 地域型保育事業	2号認定							
	3号認定							
幼稚園(施設型給付) 認定こども園(幼稚園機能)	1号認定							
幼稚園(施設型給付) 認定こども園(幼稚園機能) + 預かり保育(※2)	1号認定 + 新2号認定							
	1号認定 + 新3号認定							
国立大学附属幼稚園	新1号認定							
国立大学附属幼稚園 + 認可外保育施設等	新2号認定							
	新3号認定							
《認可外保育施設等》 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	新2号認定							
	新3号認定							

※1) 3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)

※2) 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準の預かり保育を実施していない場合(対象施設は市に要確認)は、認可外保育施設等の利用料が無償になる場合があります。

1 1. 各施設の保育料（利用料）

各施設の保育料（利用料）は、施設の種類や要件に応じて異なります。

- 1) 保育所等（保育所・認定こども園〔保育所機能〕・地域型保育）・・・P43-45
- 2) 幼稚園等（幼稚園〔施設型給付〕・認定こども園〔幼稚園機能〕）・・・P46
- 3) 国立大学附属幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・P46
- 4) 認可外保育施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P46
- 5) 企業主導型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47

1) 保育所等（保育所・認定こども園〔保育所機能〕・地域型保育）

（1）利用者負担額（保育料）

3歳児から5歳児クラス

- ・お子さまの世帯の状況（市町村民税額や家族構成）にかかわらず、保育料は0円となります。

0歳から2歳児クラス

- ・お子さまの属する世帯の父母の市民税額（4～8月までは前年度の市町村民税額、9月以降は当該年度の市町村民税額）の合計により、保育料の階層区分を決定します。

（各階層区分に応じた保育料は、次ページ表「令和4年度 利用者負担額（保育料）【3号認定】」参照）

※同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税所得割額を保育料の計算に含む場合があります。

前年度の市町村民税で計算					当該年度の市町村民税で計算								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度 4月～8月	

- ・3号認定を受けている2歳児は、3歳となった日から2号認定となりますが、利用者負担額の年齢基準日は4月1日となるため、当該年度中は3号認定の利用者負担額が適用されます。

（2）利用者負担額（保育料）以外の保護者負担

施設によっては以下の表（例）のように保育料以外にも保護者に負担を求めるものがありますので、内容について利用する施設に十分にご確認ください。

【例】

保護者負担の費用		金額（例）
1	保育料（2歳児クラスまで）	世帯の市町村民税額に応じた金額
	保育料（3歳児クラス以上）	無償
2	給食費（主食費・副食費）	5,000円 / 毎月
3	絵本代・文房具代	500円 / 毎月
4	入園料	30,000円 / 入園時
5	制服代	20,000円 / 入園時
6	施設整備費等	2,000円 / 毎月

「副食費免除について（P48へ）」
3歳児クラス以上の子どもが支払う給食費のうち、副食費（おかず代やおやつ代）については、世帯年収360万円未満相当世帯や第3子以降の子どもは、免除となります。

(3) 保育料の算定に用いる市町村民税額

- ・保育料の階層区分を確認する場合は、『市民税・県民税 特別徴収税の決定・変更通知書』や『所得課税証明書』により市町村民税の所得割額をご確認ください。
 - ・利用者負担額（保育料）を算定する場合の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の税額控除前の額となります。
- そのため、市民税額としての所得割額と、保育料算定に用いる所得割額が異なる場合があります。

《令和4年度 利用者負担額（保育料）【3号認定】》

※あくまでも令和4年度の負担額になります。最新情報は宮崎市のHPや窓口等でご確認下さい。

階層 区分	年齢は4月1日時点の年齢を適用			3号認定(0・1・2歳) ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで				
	定義		市区分	標準時間		短時間		
				第1子	第2子半額	第1子	第2子半額	
第1	生活保護世帯等		A00	0	0	0	0	
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B01	0	0	0	0	
		その他の世帯	B02	0	0	0	0	
第3	均等割のみ	ひとり親・障がい者の世帯等	C04	7,000	(0)	6,800	(0)	
		その他の世帯	C01	14,000	(7,000)	13,700	(6,800)	
	48, 600円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	7,000	(0)	6,800	(0)	
		その他の世帯	C03	15,000	(7,500)	14,700	(7,300)	
第4	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48, 600円以上 59, 000円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C05	7,000	(0)	6,800	(0)
		48, 600円以上 57, 700円未満	その他の世帯	D00	20,000	(10,000)	19,600	(9,800)
		57, 700円以上 59, 000円未満	その他の世帯	D01	20,000	(10,000)	19,600	(9,800)
		59, 000円以上 77, 200 円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C06	7,000	(0)	6,800	(0)
			その他の世帯	D02	24,000	(12,000)	23,500	(11,700)
		77, 200円以上～97, 000 円未満		D03	27,500	(13,700)	27,000	(13,500)
		97, 000 円以上～111, 000 円未満		D04	29,700	(14,800)	29,100	(14,500)
		111, 000円以上 ～169, 000円未満		D05	33,000	(16,500)	32,400	(16,200)
第5		169, 000 円以上～211, 300 円未満		D06	37,400	(18,700)	36,700	(18,300)
		211, 300 円以上～301, 000円未満		D07	40,000	(20,000)	39,300	(19,600)
第6		301, 000 円以上～397, 000円未満		D08	41,000	(20,500)	40,300	(20,100)
第7		397, 000 円以上		D09	54,000	(27,000)	53,000	(26,500)
第8								

(4) 多子世帯の保育料の軽減（兄弟姉妹のカウント方法）

- ・小学校就学前の範囲において、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。
 - ・第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ※第1子・第2子が3歳児クラス以上の場合でも、同様にカウントします。



- ・カウントの対象となるのは、利用児童と同一の世帯の兄弟姉妹で、以下の①～③の子どもです。

- | | |
|---|-----------------|
| ① 認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の対象施設に在園している児童 | |
| ② 特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター（知的障がい児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由施設通園部・児童デイサービス）・児童心理治療施設に通所している児童 | |
| ③ 企業主導型保育事業に在園している児童 | ※②③のときは在園証明書が必要 |

（５）年収３６０万円未満相当世帯の保育料軽減

市町村民税の所得割額が一定基準（※）を下回る世帯は、第１子の年齢に関係なく、第２子は半額、第３子以降は無料となります。

《（※）市町村民税の所得割額の一定基準》

〔その他世帯〕・・・・・・・・・・57,700 円未満

〔ひとり親・障がい者の世帯等〕・・・77,200 円未満

（６）年少扶養控除等の適用（多子世帯軽減）

宮崎市では、16 歳未満（※）の子どもが３名以上いる世帯については、税法上適用されない扶養控除をみなし適用し、市町村民税を再計算し利用者負担額を算定しています。

（※）16 歳未満

〔令和５年４月から令和５年８月〕令和４年１月１日時点 16 歳未満(H18.1.2～R4.1.1 生まれ)

〔令和５年９月から令和６年３月〕令和５年１月１日時点 16 歳未満(H19.1.2～R5.1.1 生まれ)

（７）利用者負担額（保育料）の納付方法

認可保育所	○ 口座振替または納付書にて、市に納付していただきます。 ○ 保育料は、毎月月末が納期限となります。（金融機関の休業日の場合は翌営業日） ○ 口座振替をご希望の場合は、各指定金融機関窓口（※）に、宮崎市の口座振替依頼書が置いてありますので、口座振替を希望する金融機関窓口にて直接お手続きいただくか、市 HP の WEB 口座振替受付サービスにより、パソコンやスマートフォン等からお手続きください。口座振替依頼書は、市窓口（各総合支所を含む。）にて受け取ることも可能です。 ○ 利用開始月の 20 日までに、市から口座振替開始のお知らせまたは納付書が届きます。
認定こども園	
地域型保育 （小規模・事業所内）	○ 各施設によって、取扱いが異なりますので、利用施設にお問い合わせください。

※）口座振替ができる指定金融機関は、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、ゆうちょ銀行、九州労働金庫などがあります。

指定金融機関の詳細は『口座振替依頼書』の裏面をご覧ください。

2) 幼稚園等（幼稚園〔施設型給付〕・認定こども園〔幼稚園機能〕）

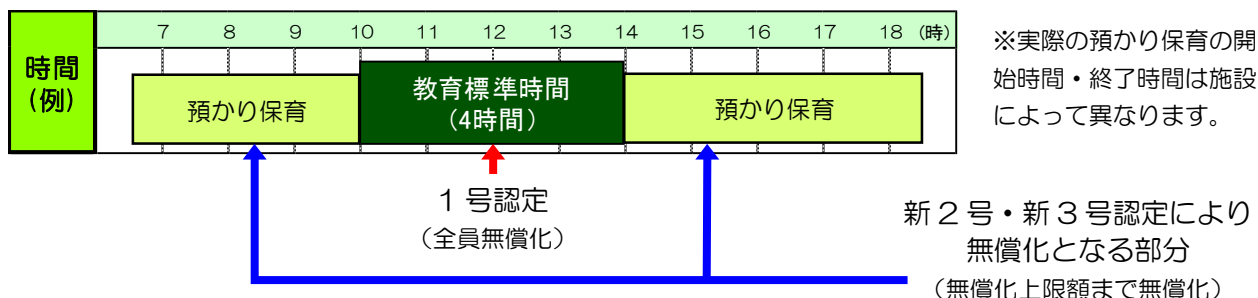
（1）利用者負担額（保育料）

満3歳から5歳児クラス

- ・お子さまの世帯の状況（市町村民税額や家族構成）にかかわらず、保育料は0円となります。

（2）預かり保育の利用料

- ・新2号認定や新3号認定の子どもは、各認定に応じた月額上限額まで、幼稚園や認定こども園で実施する『預かり保育』の利用料が無償となります。



3) 国立大学附属幼稚園

国立大学附属幼稚園

- ・お子さまの世帯の状況（市町村民税額や家族構成）にかかわらず、保育料は月額上限の8,700円まで無償化の対象となります。
- ・国立大学附属幼稚園の入園料は、無償化の対象となります。
- ・新2号認定または新3号認定の子どもは、認可外保育施設等の利用料が上限額まで、無償化の対象となります。

利用方法について



P39へ

4) 認可外保育施設等

新2号認定または新3号認定の子どもは、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料が無償化上限額まで無償となります。

無償化について



P36へ

5) 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業を利用する子どものうち、保護者毎に〔保育を必要とする事由〕に該当する場合の利用料は、以下のとおり標準的な利用料（※）まで無償の対象となります。

3歳児から5歳児クラス

- ・お子さまの世帯の状況（市町村民税額や家族構成）にかかわらず、標準的な利用料（※）まで無償となります。

0歳から2歳児クラス

- ・市町村民税非課税世帯の子どものみ、標準的な利用料（※）まで無償となります。

※令和3年6月時点の標準的な利用の金額

0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳児以上
37,100円	37,000円	26,600円	23,100円

利用方法について



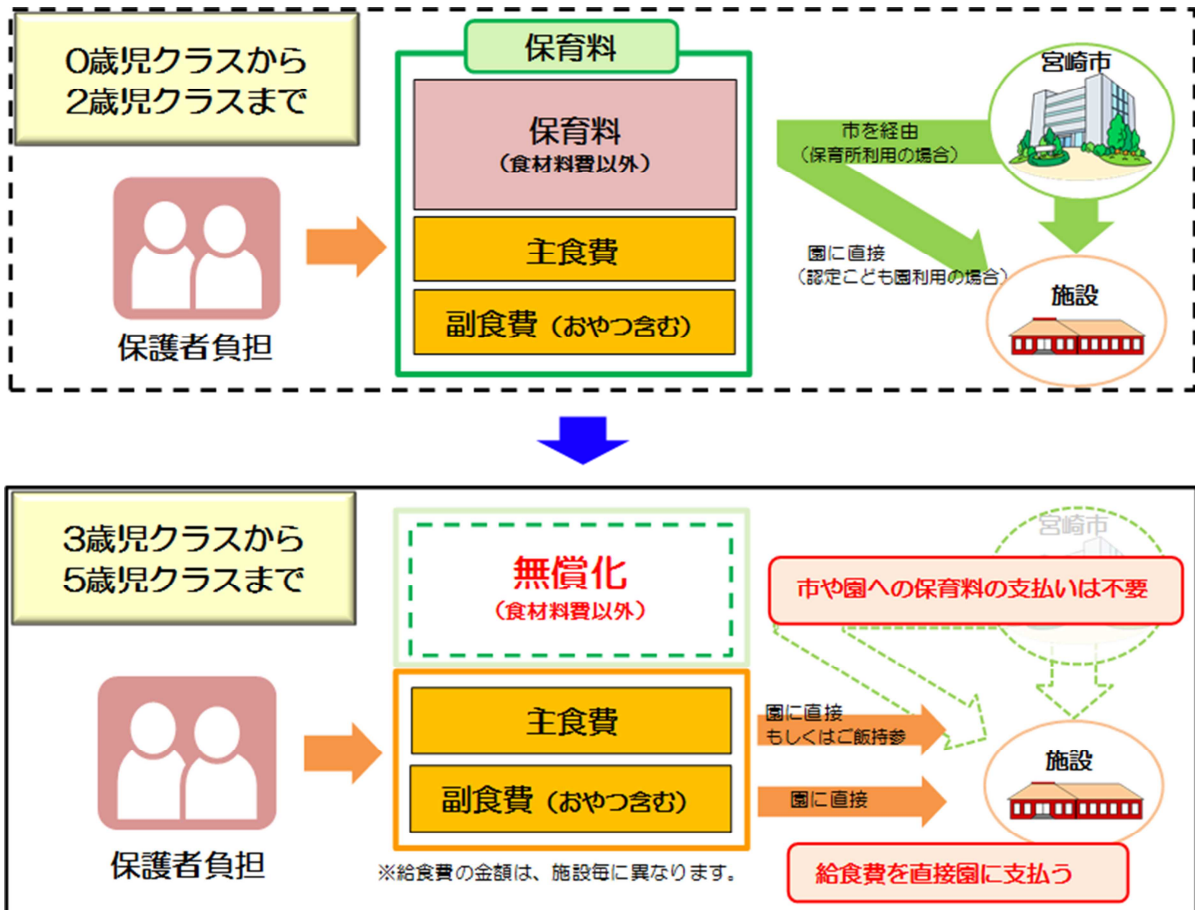
P38へ

12. 副食費免除（1号認定・2号認定のみ）

保育所や認定こども園（保育所機能）を利用する子どものうち、0歳から2歳児クラスの子どもは、負担する保育料に食材料費（給食費）が含まれています。

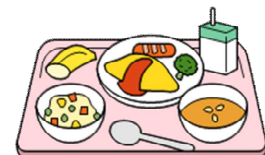
認可保育所を利用する3歳児クラス以降の子ども（2号認定）や、認可教育施設を利用する子ども（1号認定）は、保育料は無償になりますが、保育料に含まれていた食材料費は無償とならないため、保護者は施設への支払いが必要です。

しかし、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、副食費（おかず代・おやつ代）が免除される場合があります。



(1) 年収360万円未満相当世帯の子ども

- 世帯年収が360万円未満相当の世帯の子どもは副食費免除となります。
- 年収360万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に、市が判断します。

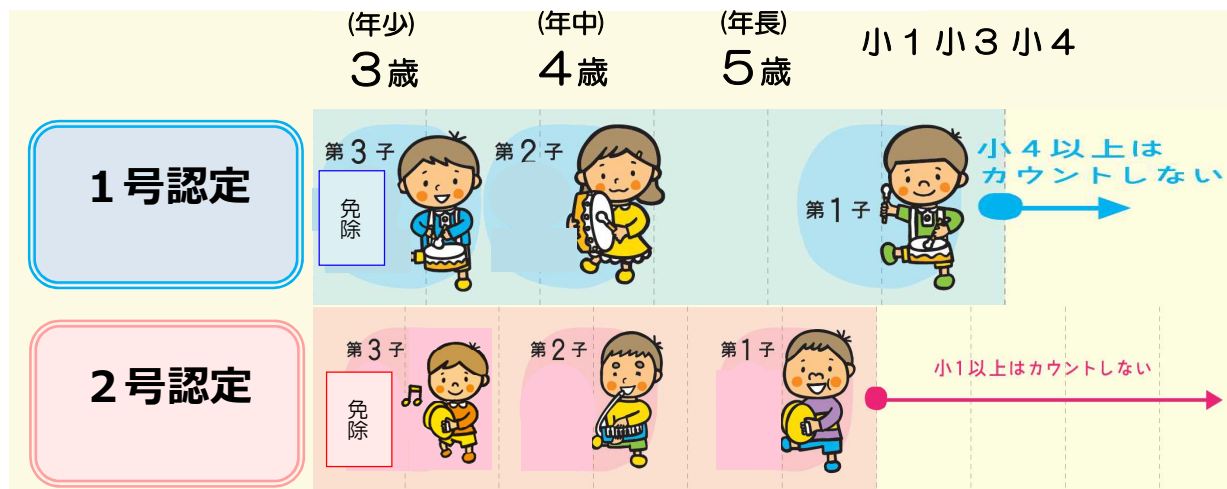


※子どものカウント方法は『(2) 多子世帯の第3子以降の子ども』参照

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

(2) 多子世帯の第3子以降の子ども

- ・多子世帯の第3子以降の子どもは、以下のように認定に応じて副食費免除となります。
- ・1号認定は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- ・2号認定は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



- ・カウントの対象となるのは、利用児童と同一の世帯の兄弟姉妹で、以下の①～③の子どもです。

- ① 認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の対象施設に在園している児童
 - ② 特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター（知的障がい児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由施設通園部・児童デイサービス）・児童心理治療施設に通所している児童
 - ③ 企業主導型保育事業に在園している児童
- ※②③のときは在園証明書が必要

よくあるご質問（Q & A）

1. 利用申込みに関すること

Q1 認可保育施設等の空き状況はどこで確認ができますか。

空き状況 確認方法



利用希望月の前々月25日頃に、市のホームページでお知らせしています。なお、幼稚園や認定こども園（幼稚園機能【1号認定】）の受入可能児童数（空き人数）は、利用を希望する施設にお問い合わせください。

関連ページ [P10,27](#)

Q2 いつ時点の年齢で、保育施設等の空き状況を確認すればいいですか。

空き状況 いつの年齢で確認



利用を希望する年度の4月1日時点の年齢でご確認ください。
例えば、令和5年度の空き状況は、令和5年4月1日時点の年齢で確認してください。

Q3 幼稚園や認定こども園（幼稚園機能【1号認定】）の利用申込みはどこで行えますか。

利用申込み先 1号認定 幼稚園 認定こども園



利用を希望する施設（幼稚園または認定こども園）で利用の申込みを行ってください。

関連ページ [P27](#)

Q4 空きのない認可保育施設等に申し込むことはできますか。

空きがない施設 申込みできるか



はい、できます。ただし、空きが出た場合の利用調整（選考）となりますので、施設が受け入れできる月までお待ちいただくことになります。

Q5 申込み前に認可保育施設等の見学は必要ですか。

保育園の見学 申込み前



はい。保育施設等で保育内容や延長保育料等が異なるため見学が必要です。事前に保育施設等に連絡のうえ、お子さんと一緒に見学を行ってください。

関連ページ [P10,27](#)

Q6 希望する認可保育施設等は第3希望まで記入しなければいけませんか。

希望施設いくつまで



いいえ。必ず第3希望まで記入しなければいけないものではありません。希望を複数記入する際は、決定した場合に入園ができる範囲でご記入ください。

関連ページ [P17](#)

Q7 第1希望以外の施設に決定した場合、入園を辞退することができますか。

決定後の入園辞退



A はい、できます。ただし、その場合、特別な事情がない限りは、翌月から当該年度中の利用調整において、3点減点されることになります。

関連ページ [P19,P23](#)

Q8 兄弟姉妹、同じ時期に同じ施設への入園を希望したいのですが。

兄弟姉妹 同時入園を希望



A 申込書の「きょうだい同時申請の場合」欄で、「同月、同施設を希望」を選択してください。

関連ページ [P18](#)

Q9 兄弟姉妹、別々でも良いので、一人でも先に入園させたいのですが。

兄弟姉妹 別々入園を希望



A 申込書の「きょうだい同時申請の場合」欄で、ご希望に応じて「別月の入所でもいいが、同施設を希望。」や「別月の入所、別施設でも良い。」を選択してください。

関連ページ [P18](#)

Q10 兄弟姉妹で申し込む場合、書類は人数分必要ですか。

兄弟姉妹で申込み 添付書類の枚数



A 「子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号）兼保育施設等利用申込書」は申込み人数分が必要です。就労証明書等の添付書類は、同時に申し込む場合に限り、原本1部（1名分）とコピー（1名を除く人数分）をご用意ください。

関連ページ [P11](#)

Q11 入園待機となりました。翌月以降も毎月申込みは必要ですか。

入園待機 毎月の申込みが必要か



A いいえ、必要ありません。申込書は受付日からその年度末（3月入園）までは有効となります。ただし、翌年度以降（4月以降）も引き続き、入園の申込みを希望される場合は、改めて4月入園のための申込みが必要です。

関連ページ [P17](#)

Q12 入園待機中です。希望園に変更がある場合、手続きは必要ですか。

入園待機 希望する施設の変更



A はい。希望園に変更がある場合は、利用開始希望月前月の10日（10日が土日・祝日の場合はその前日の開庁日）までに変更手続きが必要になります。なお、電話での受付は行っておりません。

関連ページ [P19](#)

Q13 提出書類が申込締切日に間に合いません。どうすればいいですか。

利用申込み 期限に間に合わない



「保育を必要とする理由」を示す書類（就労証明書等）が揃っていない場合、申込みを受け付けることはできません。利用申込みに必要な添付書類の確認と準備は、時間に余裕を持って行ってください。

Q14 「支給認定証」が届きました。入園が決定したということですか。

利用申込み後 支給認定証が届いた



いいえ。保育施設等への利用決定をお知らせするものではありません。利用申込みに対し、保護者の保育の必要性や保育の必要量等を確認し、その認定内容を記載したものが「支給認定証」です。

関連ページ [P10](#)

2. 利用調整（選考）に関すること

Q15 申込みを行えば、必ず入園ができますか。

選考 必ず入園できるか



いいえ。利用調整（選考）を行うため、受入可能児童数（空き人数）を上回る申し込みがあった場合は、必ずしも入園できるとは限りません。

関連ページ [P22](#)

Q16 申込みは先着順で有利になりますか。

選考 先着順で有利になるか



いいえ。先着順で有利に利用調整（選考）することはありません。

関連ページ [P22,P23](#)

Q17 複数の保育施設等を希望していますが、どのように決定施設が調整されますか。

選考方法 複数の保育施設を希望



希望順位の高い保育施設等から利用調整を行い、入園できる保育施設等を決定します。そのため、利用申込書には、希望順位の高い順に利用を希望する保育施設等を記入してください。なお、希望する保育施設等が1つだけという理由で、利用調整が有利に行われることはありません。

Q18 入園待機中に、「保育を必要とする理由」が変わった場合、必要な手続きはありますか。

入園待機 点数の変更の手続き



はい。「保育を必要とする理由」の変更や転職等による雇用条件の変更、その他に世帯の状況が変わった場合は、利用調整の点数が変わることがありますので、利用開始希望月前月の10日（10日が土日・祝日の場合はその前日の開庁日）までに変更手続きが必要になります。

Q19 第1希望以外の保育施設に決定した場合、第1希望園に空きが出たら入園ができますか。

第1希望施設以外に決まったら



いいえ。決定した保育施設等に入園後、別の保育施設等に入園を希望する場合は、転園申請の手続きが別途必要になります。転園の場合も、利用調整（選考）となりますので、すぐに転園が決定するとは限りません。

関連ページ [P25](#)

3. 転園に関すること

Q20 転園の申請の締切はいつですか。

転園申請 申込締切日



新規の申込み同様、利用開始希望月前月の10日（10日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）となります。

関連ページ [P25](#)

Q21 転園の申込みを行う場合、就労証明書等「保育が必要な理由」を示す書類の提出が再度必要になりますか。

転園申請 提出書類



いいえ。すでにご提出いただいている書類の内容に変更がない場合は、再度同じ書類の提出は必要ありません。転園申込書のみご提出ください。

関連ページ [P25](#)

Q22 転園の申込みを行う場合、現在入園中の保育施設等はずぐに退園になってしまいますか。

転園申請 通っている保育園の在園と退園



いいえ。転園の申込み中は、現在の保育施設等をそのまま利用できます。なお、転園が決定した場合は、速やかに、ご利用中の保育施設等に「退所届」を提出してください。

関連ページ [P25](#)

Q23 転園の申込みは、新規の申込みより不利になりますか。

転園 選考の基準



新規申込みの場合は「調整点数」が2点加点されますが、既に認可の保育施設等を利用中で転園の申込みを行う場合は、当該点数は加点しません。ただし、「転職・転勤」や「乳児園・小規模保育施設卒園」に伴う転園、「同一認定こども園内において、1号から2号に変更になる場合」については、別途調整点数が加点されます。

関連ページ [P23](#)

4. 育児休業に関すること

Q24 下の子の出産に伴い、育児休業を取得します。上の子は認可の保育施設の利用を継続できますか。

育児休業中 上の子が継続利用できる期間



はい。産前産後期間終了後、育児休業を取得される場合は、上の子がそのまま同じ保育施設等の利用を継続する場合に限り、下の子が1歳（※）を迎える月末まで上の子の利用を継続することができます。ただし、育児休業期間中は、短時間でのご利用になります。

※：パパ・ママ育休プラス制度を利用中の保護者は1年2ヶ月を迎える月末まで。

関連ページ [P8、P24](#)

Q25 下の子の出産に伴い、育児休業を取得しました。上の子のために必要な手続きはありますか。

育児休業の取得 上の子の継続利用の手続き



はい。産後8週が属する月末までに「育児休業・育児休暇取得証明書」と「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」をご準備いただき、窓口で認定変更（上の子の継続利用）の手続きが必要になります。様式は、市のホームページまたは市保育幼稚園課、各総合支所地域市民福祉課で入手できます。

📖 関連ページ [P24](#)

Q26 育児休業が終了します。下の子を認可の保育施設に申し込む場合、どのような手続きを行えばいいですか。

育児休業から復帰 下の子の利用申込み



保育施設等を利用したい月の前月の申込締切日までに、下の子の保育施設等利用申込みが必要になります。なお、上の子が保育認定（2・3号）の場合で、下の子も同じ施設の利用を希望される場合は、利用申込み前に施設に受入可否のご確認をお願いします。

📖 関連ページ [P16、P18](#)

Q27 下の子の利用申込みを行いました。入園待機となり、育児休業を延長します。上の子は退園になりますか。

入園待機 育児休業の延長 上の子の継続利用



いいえ。下の子の保育施設等利用申込みを行っており、入園待機となってしまった場合は、上の子の保育施設等の利用を、最長下の子の出生から1年6ヶ月まで継続することができます。

Q28 子どもが1歳になる前に、育児休業から復帰をする場合、注意することはありますか。

育児休業から復帰 1年未満の場合



はい。お子さんが1歳になる月より前に、育児休業から復帰を行う場合は、利用を開始する月の就労時間が60時間以上必要となります。なお、お子さんが1歳になる月に育児休業から復帰する場合は、60時間以上の就労は必要ありません。

📖 関連ページ [P18](#)

Q29 育児休業給付金を受給中です。育児休業を1年以上取得したいのですが、保育施設等への申込みは必要ですか。

育児休業給付金 保育園の申込み



国の育児休業給付金を受給されている方は、「保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日または1歳6ヶ月に達する日後の期間について、当面その実施が行われていない」場合に、給付金の延長が可能な制度になりますので、育児休業期間に応じて、保育施設等の申込みが必要になります。詳しくは、勤務される事業所またはハローワークにお問い合わせください。

📖 関連ページ [P18](#)

Q30 下の子の育児休業を1年以上取得した場合、上の子の認可の保育施設等の利用はどうなりますか。

下の子の育児休業1年以上 上の子の継続利用



上の子の利用は、原則、下の子が1歳を迎える月末までの利用となりますので、それ以上育児休業を延長される場合は、退園となってしまいます。ただし、下の子の利用申込みを行い、入園待機となった場合は、最長1年6ヶ月まで上の子の保育施設等の利用を継続することができます。なお、上の子が年長クラスの場合は、この限りではありませんので、退園する必要はありません。

5. 広域利用に関すること

Q31 宮崎市在住です。出産のため、市外の里帰り先の保育施設等を利用したい場合、どのような手続きが必要ですか。

市外へ里帰り出産 利用申込み方法



居住地である宮崎市に申込みが必要です。里帰り先の市町村の規定に従って、宮崎市から手続きを行いますので、里帰り先の市町村の保育施設等の入園の申込締切日を事前に確認いただき、申込締切日の2週間前までに市保育幼稚園課に申込みを行ってください。

関連ページ [P19](#)

Q32 宮崎市外在住者です。里帰り先である宮崎市の保育施設等を利用したい場合、どのような手続きが必要ですか。

市内へ里帰り出産 利用申込み方法



住民票のある市町村に利用申込みが必要です。必要書類につきましては、自治体で異なりますので、住民票のある市町村にお問い合わせください。申込みいただいた自治体を通じて、宮崎市に申請を行っていただきます。なお、宮崎市の申込締切日は、利用開始希望月前月の10日（10日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）となります。

関連ページ [P19](#)

Q33 里帰り出産以外に、宮崎市在住者が他市町村の保育施設等を利用できる条件はどのようなものがありますか。

広域利用の条件 宮崎市在住



出産のため市外で里帰り出産を行う場合のほか、保護者が市外で就労しており、市内の保育施設等の開閉所時間に送迎が間に合わない（送迎困難である）場合や、病気療養・介護・看護、卒園後越境入学可地域に居住、卒園間近の転入、現住所に住民票を移せない特別な理由がある場合等に、他市町村の認可保育施設等が利用できます。

関連ページ [P19](#)

Q34 宮崎市外在住者が、宮崎市内の保育施設等を利用する場合も同じ条件ですか。

広域利用の条件 宮崎市外在住



いいえ。異なる場合がありますので、住民票のある市町村にお問い合わせください。

関連ページ [P19](#)

6. 保育料の無償化に関すること

Q35 認可の保育施設に通っています。誕生日を迎え、3歳になりました。保育料は無償化されるのですか。

保育料の無償化 対象年齢 保育認定(2・3号)



いいえ。3歳になっても保育料は無償になりません。保育料が無償化されるのは、3歳児クラス（年少クラス）（※）からになります。なお、0歳児から2歳児クラスの児童の保育料は、非課税世帯のみ無償となります。

※4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス

関連ページ [P42](#)

Q36 1号認定の場合、無償化が始まる時期が異なると聞いたのですが。

保育料の無償化 対象年齢 教育認定(1号)



1号認定を受けて幼稚園や認定こども園の教育時間を利用される場合は、利用開始と同時に、教育標準時間（4時間）について無償となります。

関連ページ [P42](#)

Q37 1号認定の場合、預かり保育料は無償化にならないのですか。

保育料の無償化 預かり保育料 教育認定(1号)



施設等利用給付認定（新2号認定）を受けることで、3歳児クラス（年少クラス）（※）から、預かり保育料が無償化されます。また、非課税世帯につきましては、施設等利用給付認定（新3号認定）を受けることで、3歳児クラス未満の児童も無償化となります。

※：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス



関連ページ

P30、P42

Q38 保育施設等の利用に係る費用の全てが無償になりますか。

保育料の無償化 対象となる経費



いいえ。保育料のみが無償化の対象となります。通園送迎費、食材料費、行事費等、保育料以外に必要な経費は無償化の対象にはなりません。



関連ページ P43、P48

Q39 支給認定決定通知書（みなし認定）が届きましたが、これはどのような場合に認定されるのですか。

みなし認定通知とは



保育施設等の利用申込みを行っており、入園待機中となっている児童の保護者に対し、「施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）」を受けているとみなすものです。

Q40 みなし認定の認定を受けた場合、無償化の対象となる保育サービスはどのようなものがありますか。

みなし認定 無償となる保育施設等



認可外保育施設、保育所等で行われる一時預かり、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等が対象となります。なお、3～5歳児クラスは月額37,000円まで、0～2歳児クラス（非課税世帯のみ）は月額42,000円までの保育の利用料が無償化されます。



関連ページ P36

Q41 認可外保育施設等で支払った利用料の請求は必ず毎月必要ですか。

利用料の請求 認可外保育施設、一時預かり等



いいえ。毎月または数か月分まとめて請求を行うかは、請求者が選択できます。請求には利用する施設から発行される領収証と提供証明書が必要になりますので、市への請求までは保管をお願いします。なお、請求には時効（利用の翌月1日から2年間）がありますので、ご注意ください。



関連ページ P37

Q42 現在、通っている保育園で無償化を受けていますが、他の施設を利用した場合も無償化になりますか。

認可の保育施設以外の利用料も無償になるか



いいえ。認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）以外の幼稚園や保育施設等に入園している場合は、原則他の保育施設や一時預かり、病児保育等の利用料は無償になりません。ただし、幼稚園の場合は、施設等利用給付認定（新2・新3号認定）を受けている場合で、幼稚園の預かり保育が一定の水準を満たしておらず、十分な預かり保育の提供がない場合は、その他の保育施設の利用料が無償化上限額内で無償となります。



関連ページ P30

7. 利用者負担額（保育料）に関すること

Q43 保育園は、公立と私立で保育料に違いはありますか。

保育料の違い 公立と私立 保育園



いいえ。保育認定（2・3号）を受けて、保育所や認定こども園を利用する場合は、公立と私立の保育料に違いはありません。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、事前に各保育施設等にご確認ください。

関連ページ [P44、45](#)

Q44 幼稚園は、公立と私立で保育料に違いはありますか。

保育料の違い 公立と私立 幼稚園



いいえ。令和元年10月以降、1号認定を受けて公立幼稚園、私立幼稚園（施設給付型）を利用する場合、新1号または新2号、新3号認定を受けて国立大学附属幼稚園を利用する場合の保育料は、原則無償です。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、事前に各幼稚園に確認を行ってください。

関連ページ [P29、39、46](#)

Q45 欠席した場合、保育料は日割り計算されますか。

欠席した場合の保育料 日割り計算



いいえ。原則、欠席については、理由・日数に関わらず日割り計算はありません。

Q46 年度途中で3歳になりました。3歳になるタイミングで保育料は変更になりますか。

保育料の変更 3歳になり2号になるとき



いいえ。保育認定（2号・3号）で施設を利用される場合の保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、誕生日を迎えたことに伴う保育料の変更はありません。

関連ページ [P42](#)

Q47 保育料以外に保護者が負担するものがありますか。

保育料以外に負担すべき費用



はい。幼稚園と保育施設等でも異なりますが、入園料、通園送迎費、食材料費、教材費、行事費、施設整備等のための費用がかかる場合がありますので、希望する施設に確認を行ってください。

関連ページ [P29、43](#)

Q48 保育料はどのように決定されるのですか。

保育料の算定方法



保育料は、4～8月は前年度の、9～3月は当該年度の保護者の市町村民税所得割額の合算額をもとに決定します。ただし、祖父母と同居されている場合や、保険証の被扶養者が祖父母等である場合には、保育料の計算に祖父母等を含む場合があります。

関連ページ [P43、44、45](#)

Q49 保育料がいくらになるか、事前に知ることができますか。

おおよその保育料を知りたい



はい。父母の市町村民税所得割額が分かる資料をお手元に準備いただければ、概算の保育料をお伝えすることはできます。ただし、世帯の状況等によっても変わりますので、お伝えできるのはあくまで概算の保育料になります。

関連ページ [P44](#)

Q50 保育料の減免制度はありますか。

保育料の減免制度



はい。自然災害や火災等により損害を受けた場合等は、減免になることがあります。詳しくは、市保育幼稚園課までお問い合わせください。

Q51 市町村民税所得割額の計算方法を教えてください。

市町村民税の確認



市町村民税に関することは、市民税課（TEL:0985-21-1742）にお問い合わせください。

Q52 保育料決定通知とは違う金額が引き落とされているのですが。

保育料 引き落とし金額が違う



（認可保育所をご利用中の場合）

保育料決定通知をお手元にご準備の上、市保育幼稚園課へお問合せください。

（幼稚園・認定こども園をご利用中の場合）

独自で徴収する金額が上乗せされている場合があるため、直接保育施設等にお問合せください。

Q53 ひとり親家庭の保育料は無料ですか。

ひとり親家庭の保育料



いいえ。ひとり親家庭であっても、保護者が課税されている場合や同居する祖父母の市町村民税額によっては、必ずしも無料になるとは限りません。

関連ページ [P44](#)

Q54 現在、認可の保育施設等に入所しています。8月分と9月分以降の保育料が違うのはなぜですか。

保育料が変更になる時期



4～8月分の保育料は前年度の市町村民税所得割額、9月～3月分の保育料は当該年度の市町村民税所得割額をもとに決定します。そのため、年度途中で保育料が変更になることがあります。

関連ページ [P43](#)

Q55 保育所の利用が決まりました。保育料を口座振替で支払うことは可能ですか。

口座振替の手続き 保育所



はい。保育料の取扱いが可能な金融機関に口座振替の申込書類を設置していますので、金融機関の窓口にて手続きをお願いします。手続後、実際に引き落としが開始するまでに、1ヶ月程度かかります。引き落としが始まる月の15日頃、開始のお知らせを送付しますので、確認をお願いします。

関連ページ [P45](#)

Q56 幼稚園または認定こども園の利用が決まりました。保育料を口座振替で支払うことはできますか。

口座振替の手続き 幼稚園 認定こども園



保育料の徴収は、各幼稚園や認定こども園が行いますので、ご利用の施設にお問合せください。

Q57 保育料の口座振替の手続きを行ったにもかかわらず、督促状が届きました。

督促状が届いた 口座振替の手続き後



口座振替は、手続後、実際に引き落としが開始するまで1ヶ月程度かかります。引き落とし開始までは、お手持ちの納付書で、金融機関等の窓口にて納付をお願いします。なお、指定納付期限までに納付されない場合は、督促状を送付する場合があります。

関連ページ [P45](#)

Q58 保育所に入園しています。保育料の納期限はいつまでですか。

保育料の納期限 保育所



原則、各月の最終日が当月分の保育料の納期限となりますが、最終日が金融機関の営業日でない場合には、翌営業日が納期限となります。

関連ページ [P45](#)

Q59 幼稚園または認定こども園に入園しています。保育料の納期限はいつまでですか。

保育料の納期限 幼稚園 認定こども園



ご利用の施設により異なりますので、施設へお問合せください。

Q60 世帯状況が変わったら、保育料も変わりますか。

保育料の変更 転居 婚姻 離婚



転居や離婚、婚姻等により、世帯状況が変わった場合、保育料が変更になることがあります。必要な書類や手続きは、市保育幼稚園課にお問い合わせください。

関連ページ [P24](#)

8. 新2号・新3号認定にすること

Q61 提出書類が利用開始希望日に間に合いません。どうすればいいですか。

新2号・新3号認定申請 書類が間に合わない



「保育を必要とする理由」を示す書類（就労証明書等）が揃っていない場合、申込みを受け付けることはできません。利用申込みに必要な添付書類の確認と準備は、時間に余裕を持って行ってください。
認定日は①申請日、②施設の利用開始日、③保育の要件の発生日のうち最も遅い日となり、無償化の対象となるのは、認定日以降の利用料です。

📖 関連ページ [P33、P34](#)

Q62 認定期間中に、「保育を必要とする理由」が変わった場合、必要な手続きはありますか。

新2号・新3号認定 認定要件の変更



はい。「保育を必要とする理由」の変更や転職等による雇用条件の変更、その他に世帯の状況が変わった場合は、変更内容がわかる書類をご提出ください。なお、お手続き内容によっては、認定期間等が変わることがあります。

📖 関連ページ [P35](#)

Q63 新2号認定を受けて、複数の施設を利用することはできますか。

新2号・新3号認定申請 複数利用



はい。複数の施設を利用していただくことは可能です。
ただし、1号+新2号で預かり保育を利用されている場合は、1号で利用中の施設のみが対象となります（預かり保育提供時間が一定基準未満※の施設は除く）。
※：平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満

Q64 複数の施設を利用する場合、利用料はどこまで無償になりますか。

新2号・新3号認定申請 複数利用 無償化範囲



複数の施設を利用される場合、全ての施設の利用料の合計額に対して、月額上限額までは無償になります。
ただし、1号+新2号認定で預かり保育の無償化を利用中の場合、1号で利用している施設の預かり保育利用料のみが無償化の対象となります（預かり保育提供時間が一定基準未満※の施設を除く）。
※一定基準未満…平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満

📖 関連ページ [P30、31、37](#)

Q65 年度途中で誕生日を迎え、3歳になりました。新2号認定の申請はできますか。

新2号認定 いつから



いいえ。新2号認定の対象となるのは、3歳児クラス（年少クラス）（※）からになりますので、3歳を迎えた次の4月までは申請の対象になりません。なお、0歳児から2歳児クラスの児童は、父母が保育を必要とする事由に該当し、かつ、非課税世帯である場合、新3号認定の対象となります。
※4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス

📖 関連ページ [P5、42](#)

Q66 幼稚園(もしくは認可外保育施設等)を利用中です。4月から3歳児クラスになるため、新2号申請をしたいのですが、育児休業中です。申請はできますか。

新2号認定申請 育休中



はい。通常、育児休業を要件として新規申請をしていただくことはできませんが、4月1日から申請対象となる方（4月1日から3歳児クラスになる児童）に限り、育児休業を要件に4月1日からの新規申請が可能です。
ただし、①育児休業に係る子が1歳の誕生日を迎えていないこと、②利用開始日前日（3月31日）までに申請を行うこと、③3月までに預かり保育等、新2号認定で無償化の対象となるサービスを利用していたことが条件となります。4月1日以降は育児休業を要件とした新規申請はお受付できませんので、就労復帰のタイミングでの申請をお願いします。

Q67 非課税世帯かどうかわかりませんが、新3号認定の申請はできますか。

新3号認定 世帯の課税状況



はい。申請は可能です。申請後に税情報を確認させていただき、新3号の認定が可能か審査をいたします。非課税世帯であることが確認でき、認定ができた場合には「支給認定証」、課税が確認され、認定をすることができなかった場合は「支給認定却下通知書」をお送りしております。

Q68 新3号認定を申請する際、いつの課税状況を確認すればいいですか。

新3号認定 いつの税情報



新3号認定の認定ができるか否かを判断する際の課税状況は、4～8月は前年度の、9～3月は当該年度の保護者の市町村民税所得割額の合算額を確認します。ただし、祖父母と同居されている場合や、保険証の被扶養者が祖父母等である場合には、審査の対象に祖父母等の課税状況を含む場合があります。

関連ページ [P 5](#)

Q69 認定期間が終わる前に、手続きの案内等の通知はきますか。

新2号・新3号認定 認定終了時のお知らせ



いいえ。認定の終了前に更新手続き等のご案内はありません。認定開始時にお届けする「支給認定証」にて認定期限をご確認のうえ、必要な場合はご自身で更新のお手続きをお願いします。一度認定が終了したあと、再度認定が必要な場合は、必要書類（申請書、父母の要件書類）を揃えた上で改めて新規申請をしてください。その場合は、最短でも申請日からの再認定となりますので、再認定までの期間の利用料は全額自己負担となります。

関連ページ [P34、35](#)

Q70 新2号（新3号）認定を取得したことを、利用中の施設に報告する必要がありますか。

新2号・新3号認定 施設への報告



1号+新2号（新3号）で預かり保育を利用される場合、認定を取得されたことを施設に報告してください。

認可外保育施設等をご利用の場合、施設への報告は必要ありません。ただし、償還払い給付のお手続きには施設が発行した領収証と提供証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

関連ページ [P31、37](#)

Q71 新2号・新3号認定を取得すれば、預かり保育が必ず利用できますか。

預かり保育 確約



いいえ。新2号・新3号認定は、あくまでも利用料の無償化についての認定であり、預かり保育の提供を保証するものではありません。預かり保育の利用日・利用時間については施設とご相談ください。

Q72 新2号・新3号認定の認定期間が終了しました。それ以降も預かり保育や認可外施設等の利用はできますか。

認定切れ サービスの利用



はい。新2号・新3号認定は、あくまでも利用料の無償化についての認定であるため、各種サービスの提供自体には影響しません。認定がない場合でも、有償にて各種サービスをご利用いただくことができます。

申込に必要な書類一覧表（2号・3号・新2号・新3号）

※1号・新1号の方はご利用施設へお問合せください

○新2号・新3号認定をご希望の方

随時受付可→認定月10日頃認定証又は認定却下通知を送付

①申請書の受理日 ②施設のご利用開始日 ③保育が必要な事由の発生日 のうち、**最も遅い日が認定開始日となります。**

○2号・3号認定をご希望の方

利用希望月	空き状況HP公開予定日（前々月25日頃）	申込書類提出締切 （前月10日 ※土・日・祝日のときはその前の開庁日）
月	月25日頃	月 日（ ）

- ・申し込まれる際は、希望する施設の見学をお願いします。
- ・不備がある場合、受付できないことがありますので、可能な限り、市役所窓口にて直接ご提出ください。
- ※ご郵送の場合上記期限【必着】にてご提出ください。
- ・転入の場合、ご利用開始月の1日までに住所の異動を完了していただきますようお願いします。

結果ご連絡の時期（目安）	月 日頃	○決定した場合→決定施設から電話連絡 ○決定しなかった場合→保育幼稚園課から連絡 （ 電話 ・ 文書 ）
--------------	------	--

*空き数を超えた申込みがあった場合は、市が利用調整（選考）を行います。

*利用調整は、世帯や就労状況など、市が定めた優先利用の基準に基づき総合的に判断します。

父	母	祖父	祖母	他	必要な書類	備考・注意点
☐ 児童1人につき 1枚必要					1 利用施設等に應じた申請書	・太線枠内のみご記入ください ・マイナンバーの記載にご注意ください
1家族につき 1セット必要					2 児童の健康保険証の写し	・申請書の表面に貼付けてください
					3 保育の必要性を証明する書類	※No.7～17を参照
					4 保育料及び副食費の決定のために 必要な書類	※No.18～23を参照
					5 個人番号（通知）カード	※欄外下部を参照
☐ 手続を行う保護者の方					6 身分証明書（運転免許証等）	} 窓口にて原本提示を求める場合があります (コピーも可)
					7 就労・就労予定証明書	
					8 就労のタイムスケジュール	・就労場所がご自宅の場合
					9 その他就労内容が確認できるもの	・自営業等の場合提出をお願いすることがあります
					10 在学証明書	・学校作成のもの
					11 カリキュラム（時間割）	・月の就学時間等が確認できるもの
					12 誓約書（求職活動・開業準備）	
					13 親子健康手帳の写し	・表紙＋予定日（産前）、出生日（産後）が分かるページ
					14 診断書（病気・看護など）	・診断書（病状と療養期間、保育が困難であることが分かるもの）
					15 申立書	・申立書（保育困難である理由が具体的に書かれていること） ・障がい者手帳の写し（有効期間内のものに限る。）
					16 障がい者手帳の写し	※原則、「診断書＋申立書」をご準備ください。疾病・障がい要件で認定希望の場合、「障がい者手帳の写し＋申立書」も可。
					17 その他、状況が分かる書類	・災害復旧など、状況と期間がわかるもの
					18 児童扶養手当証書の写し	【ひとり親世帯の場合】 いずれかを提出してください
					19 戸籍謄本	
					20 ひとり親家庭等医療費受給証の写し	
					21 同居家族の障がい者手帳の写し	・療育手帳・特別児童扶養手当受給証なども可
					22 生活保護受給証の写し	
					23 きょうだいの在園証明書	・上のきょうだいが幼稚園（私学助成・国立大学附属）、 企業主導型を利用している場合
					24 口座振替依頼書	・保育所を希望の場合（0～2歳児クラスの希望者のみ） ・振替を希望する金融機関に直接ご提出ください。

※入所決定後の保育料の計算のため、市町村民税の情報が必要です。マイナンバーにより税情報の照会を行う場合がありますので、申請書にマイナンバーの記載をお願いします。記載がない場合や税情報の確認ができなかった場合、保育料が最高額で仮決定になる場合があります。後日、所得課税証明書のご提出をお願いします。

窓口 及び お問い合わせ先	●宮崎市 保育幼稚園課 保育入所係（本庁舎1階）	TEL：21-1774
受付・問い合わせ時間 月～金（土日、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	●佐土原総合支所 地域市民福祉課 福祉係	TEL：73-1113
	●田野総合支所 地域市民福祉課 福祉係	TEL：86-1113
	●高岡総合支所 地域市民福祉課 福祉係	TEL：82-1112
	●清武総合支所 地域市民福祉課 福祉係	TEL：85-1104